

## 令和4年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

令和4年12月14日(水曜日)

午前9時30分開会

第14 一般質問

○出席議員（10名）

1番	余 湖 龍 三 君	2番	西 森 信 夫 君
3番	山 田 日出夫 君	4番	仁 木 義 人 君
5番	西 山 由美子 君	6番	須 河 徹 君
7番	泉 愉 美 君	8番	谷 口 武 彦 君
9番	工 藤 弘 喜 君	10番	河 端 芳 惠 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福祉保健課長	今 田 朝 幸 君
福祉保健課長補佐	関 口 好 子 君
農林商工課長	大 里 孝 生 君
建設課長	荒 沢 直 樹 君
建設課業務監	河 端 健 君
上下水道課長	森 田 繁 光 君
会計管理者	渡 辺 克 人 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管理課長・子ども未来課長	高 橋 治 君
子ども未来課長補佐	ト 部 恵 司 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局長	今 田 和 則 君
農業委員会会長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選挙管理委員会委員長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 岡 宏 造 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第14、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

2番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。通告書に従い、一般質問をいたします。

物価高騰対策について、町長にお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の発生、ロシアによるウクライナへの侵略戦争など世界状況が様変わりしている。特に、輸出入に多大の影響が出ていて日常の生活に影響を及ぼしている。毎日使う日用品や生活物資の物価高騰はあらゆる世帯に重くのしかかってきており、何らかの対策が必要だ。また、肥料、農薬、生産資材の価格高騰や酪農業では危機的状況となってきた。現況対策、支援は施行しており、行政としての対応は示されているが、次の点について伺いたい。

1、40年ぶり3.6%上昇の実態と本町民への対策は。

2、農業関連資材高騰対策とJAとの連携は。

3、農業用肥料の高騰による本町農業への影響と対策は。

4、資料高騰や酪農資材高騰、個別価格の暴落など、酪農危機への対応は。

お伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「物価高騰対策」について、4点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

1点目に「40年ぶり3.6%上昇の実態と本町民に対する対策は」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ウクライナ問題や金融市場などの社会情勢が重なり合い、エネルギー価格や原材料価格の値上げに拍車がかかっています。

総務省が発表した2022年10月の全国消費者物価指数は、ご質問にもあるとおり、生鮮食品を除く総合指数が前年同月比で3.6%上昇し、第二次石油ショックの影響が残っていた1982年2月以来40年8か月ぶりの伸び率となっております。

特に生鮮食品を除く食料は5.9%、電気代は20.9%、灯油は13.3%、プロパンガスは9.0%上昇するなど、町民生活に直結するほとんどの物価項目が上昇している状況となっております。

こうした中、国では令和4年度予備費を活用してコロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を地域の実情に応じて

きめ細やかに実施できるよう新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」や「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設し、地方公共団体に交付金が追加配分されることとなり、本町においてもこれら創設分の交付金6,100万円あまりが配分されています。

本町におきましては、物価高騰が町民生活全体に及んでいることから「新型コロナウイルス感染予防対策生活支援商品券事業」や「物価高騰対策生活支援商品券事業」により、全町民に対して商品券を配布したほか、特に生活費の負担が大きい子育て世帯に子ども1人当たり5千円を上乗せした商品券を配布したところであります。

また、生活に困窮する方々におかれましては、特に物価高騰の影響を大きく受けていることが予想されることから、住民税非課税世帯へ3万円を給付したほか、国の非課税世帯給付事業の対象とはならない住民税均等割のみの課税世帯に対し5万円を給付する事業を実施しています。

さらに、町内事業者に対しましては、コロナ禍の燃料・光熱水費高騰から経営がひっ迫する町内福祉事業所に対し事業所規模に応じて支援金を給付した「福祉事業所特別支援金給付事業」のほか、農業者以外の町内の事業者へ一律3万円を給付する「原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付事業」、飼料高騰に苦しむ畜産経営農家へ支援金を給付する「飼料高騰対策事業」を実施することとしています。

これらの物価高騰対策として、本町で実施した事業の総事業費の合計額は予算額ベースで1億5,148万円にも上がります。

このように本町では、物価高騰対策として国から新たに追加交付された交付金を大幅に上回る物価高騰対策事業によって、物価高騰による影響が大きい町民や町内事業者を支援してまいりましたが、町民生活や地域経済を守るため、今後におきましても物価高騰の影響を注視してまいります。

2点目に「農業関連資材高騰対策とJAとの連携について」のお尋ねがございました。

農業関連資材高騰については、他の対策を打つ際にも同様ですが、まずは国や北海道の対策が十分な内容なのか、そのスケジュール等に関して内部で協議し、当該対策を活用することを前提に進めております。

それらに加えて、日頃よりJAの担当マネージャー等を意見交換し、お互い組織としてどのような対策を講じていくのか、あるいは連携し対策を打つ必要性があるのかなど、独自対策を講じるか否かの判断をしてまいります。

今回の農業関連資材高騰に関し、JAの独自施策として、飼料高騰の影響を受けている畜産農家向けの対策を年内に向け検討中であり、肥料高騰対策に関する支援は国や北海道の対策実績をみながら今後において検討する方向であると伺っております。

3点目に「農業用肥料の高騰による本町農業への影響と対策について」のお尋ねがございました。ここ数年で肥料を巡る情勢は大きく変わり、2020年末頃からの穀物相場の上昇による肥料原料価格の高騰に端を発し、その後も中国による事実上の輸出制限、今年に入ってからロシアによるウクライナ侵攻や為替円安など、国際情勢は目まぐるしく変化し、肥料価格ならびに肥料原料調達においては、かつてない状況となりました。

このような中、ホクレンの令和4肥料年度、R4年6月からR5年5月の肥料価格は前年度比78.5%の値上げとなっており、品目別では、玉ネギ・てん菜・加工用スイート

コーンなど単位面積当たりの肥料代が特にかかっており、本町農業に与える影響は大きいと見ております。

国では肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む生産者に対して、前年度から増加した肥料費について、その7割を補填する「肥料価格高騰対策事業」を北海道においても化学肥料を購入する生産者への緊急的な支援として「化学肥料購入支援金給付事業」の実施を決定し、6月から12月末に発注・購入した肥料に対し、1トン当たり3,125円を上限としてJAまたは肥料販売業者を通じて生産者に支援すると伺っております。

しかし、国の対策では、当年と前年の単純比較の7割ではなく、農業物価統計の肥料価格上昇率や使用量低減率0.9という数字を用いて算出するため、本町の試算では、仮に価格上昇率が1.4倍だとすれば、実際の補填割合は5割弱となってしまう、価格差を十分に補填する内容ではないと言えます。

なお、国事業の肥料価格上昇率は来年公表され、支援金の生産者への支払いは来年4月以降となります。

現時点では、国と道の支援を合わせ、生産者にとってどの程度の支援割合となるのか、実績数字が出ない限り正確に判断できませんが、この価格高騰が当面の間、継続するか否かの動向を踏まえた上で本町の支援策の必要性について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

4点目に「飼料高騰や酪農資材高騰、個体価格の暴落など、酪農危機への対応について」のお尋ねがありました。

先月の臨時議会において、町としての独自施策である訓子府町飼料高騰対策事業を議決いただいたところですが、酪農は未曾有の危機を迎えております。

飼料価格は2年前と比較して約1.5倍に上がっており、個体価格は子牛や廃用牛などの市場価格が暴落し、特に9月から10月にかけてその傾向が顕著であり、ホルスタインの雄子牛は8割から9割安と異常な下落を見せ、その原因の一つとして飼料などの生産費の増加によるものが挙げられます。

一方、飼料高騰を補填する配合飼料価格安定制度については、7四半期連続の発動と、この状況が続けば、来年以降の補填幅が小さくなってしまうという課題を抱えており、展望が見えない状況です。

先般、道の緊急対策として、26か月齢以上の経産牛1頭当たり6,800円を助成する経済対策が道議会に提出されました。これは国が既に講じた「国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業」の上乗せ助成であります。酪農家には大変心強い支援であると思えます。

今後とも訓子府の酪農を守るために、本町としても中長期的な支援の必要性があると想定しており、JAきたみらいと連携しながら支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） ただいま、町長から回答をいただきました。非常に物価高、そして暮らしにくい世の中になってまいりました。これもひとえにコロナウイルスの感染、さ

らにはロシアによるウクライナ侵攻ということで、物が日本に入っていないということだと思います。そこで何点か再質問をしていきたいというふうに思います。

まず、消費者物価高騰により一般町民の暮らしが非常に影響が出ていると思います。行政が捉えている現状、訓子府の情勢はどうなっているのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） ただいま、物価上昇の訓子府町の状況ということで、お尋ねございました。

回答にもありますように、前年度比、物価の上昇率が生鮮食品除いて3.6%ということになっています。そして、特にですね、物価の上昇に関しましては、食用油で35.6%、それからエネルギー関係がやっぱり一番大きくて、回答にもありますけども電気代が20.9%、プロパンで9.0%、灯油で13.3%という状況になっております。ガソリンにつきましては、国の燃料油価格激変緩和補助金、いわゆるガソリン補助金がまだ継続されていますので、その点で170円を基準とした国の政策がとられているということで、その辺、以前と比べれば非常に高いですけども、そういった体制がとられているということでもあります。非常に食用油なんかが上がるということは、家庭生活はもちろん、そういった飲食店の方たちも非常に負担がかかっているのではないかなと捉えております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、副町長から回答いただきましたが、食用油、それからプロパン、エネルギー関係、灯油、生活に必要な灯油、非常にもろもろが訓子府でも軒並み上がっているという回答をいただきましたが、まず、この物価対策支援に対して、町長から答弁がありましたように、各種の商品券、元気なまちづくりの商品券など非常に配られて、同時に子育て支援としても18歳未満の子どもに1人5千円と商品券が配布されております。これは12月の師走を迎えて何かと物資だとかお金の必要な時期に家庭は大変大助かりをしていると思います。一息ついている現状ではないかと。これは大変有意義な支援であったというふうに私は思います。ただ、依然やっぱり車の燃料、家でも暖房の灯油などは厳寒期に向けて非常に必要なものであって、特に燃料、暖房あたりの燃料に関しては、これから一気に寒くなりますから、さらなる支援が必要ではないかというふうに思いますが、この点について一つお伺いをいたします。

また、もう一つ、毎日の買い物や生活がしづらい。物価高がある中で物価がある程度落ち着くまで行政支援が何かできないかというふうに思うわけですが、その2点につき、お伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） ただいま、車の燃料、それから灯油等の燃料、そういったものの高騰等につきまして、さらなる対策が必要ではないかというお尋ねがございました。

今回の物価、今回と言いますか、今のこの物価高騰等を受けまして、今、高齢者、低所得者層への物価の高騰対策ということで本年いろいろ対策を練ってまいりました。その中で総額でいいますと国費も含めると2,878万円ほど対策をとっております。この中には高齢者世帯、低所得者だけじゃなくて高齢者世帯、そういったところにも対策を講じているということでございます。65歳以上だけじゃなくて、その他の国の対象世帯を超える方たちにもですね、広く対策を講じさせていただいているところでございます。

そういったことで、今後、物価がさらに、物価高がそのまま続くということになれば、いろいろ国の対策を要請したりとか、それから町独自の対策についても今後とも検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今年の10月ですね、10月は日本全国で約6,700品目の食品が値上がりをしたと。これは帝国データバンクによる調べなんですけど、6,700品目が値上がりをしているそうです。非常に毎日の買い物にスーパーに行く人たちに聞きますと日に日にやっぱりお金がかかるという時代になってしまったということで、今まで1万円で買い物できたものが、1万1,500円から1万2千円ぐらい払わないと同じ買い物ができない世の中になってしまった。非常に嘆いている町民に出会いました。実際スーパーに行ってみると本当に物が高くなって自分の必要なものが、こんなに値段が一気に上がってしまうのかなというような世の中に様変わりをしてしまったということでありました。また、先ほど回答いただきましたが、ガソリン、燃料も上がったまま、灯油もさらに厳寒期を迎えて上がっているという中で、円安も手伝って原材料も当然上がっているという話なんですけど、非常に物価が上昇しているという感じがします。一つお伺いしたいのは、今まで6,700品目上がっているわけですが、これからの物価とそれから来年以降、年明け以降どれぐらいの物価まだ上がるのか。捉えている点があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） ただいま、6,700品目にわたる食料品の値上げ、こういったものが、どういうふうに関後予測されるのかというお尋ねだと思いますが、食料品だとかエネルギーだとか、そういった品目別の細かいところでは、なかなか予測が立てにくいところもございますけども、あるエコノミスト等の予測によりますと今年の10月から12月で前年度比で3.23%、それから来年1月3月期で2.55%、1%台に戻るのは来年の7月から9月ごろになるのではないかと、あるエコノミストの予測が出ております。また、消費者物価指数の主な押し上げの要因というのがエネルギーと食品、先ほど6,700品目と言われましたけども、食品だということで、22年度中はやはり3%半ばでの高い伸び続きそうなところがございますけども、今回の第2次補正予算なんかでも、国ですね、第2次補正予算でも総合経済対策に盛り込まれ、そういう電気、ガス料金の負担緩和施策などの効果で2%台に低下する。あるいはただ、その対策が切れた場合については、再びまた値上げに乗じるのではないかと、そのような予測も出しているというような状況でございます。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） これ年明けでもですね、さらに何品目か何百品目か値上がりが予想されている。お菓子類、それから食料品類、油類、いろんなものが値上がりしそうだという予想が出ております。今後やはり安定するまで、生活物資が安定するまで、価格安定するまで行政としての長期的支援の考えはあるかないかをお伺いしますが、支援するとすればさらなる商品券の配布になるのか、税控除を考えているのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） この物価高騰ですね、非常に先ほど議員がおっしゃっていたようにウクライナ情勢ですとか、ドル高円安、そういったものが大きく影響しているものですから、すぐこれが解決するというふうに私どもも見込んでおりません。その中でできるだけ早く国際情勢がそういった安定化するということと、それから為替相場の改善がされるということ。それから、半導体だとか、そういったものの国内生産体制が早く確立してもらいたいとか、いろんな、これは一長一短では進みませんが、輸入への依存体質の改善だとか、そういったことが動きに、産業経済界の動きに期待しているところでございます。

また、町としましてもですね、これまで町民への生活ですとか、生産活動への支援、行ってきまされたけども、財源も非常に限られているという状況の中で、そういったものに重心をシフトしながら対策を練っていくのかどうかというのを今後十分検討しながら対策の方も考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、副町長から最後に財源が限られている。これは当然そうであろうと思います。どこの自治体もどこの小さな町も財源がない中で、何とか町民の負託に応えようとしていると思います。タダですね、もう1点、この件で聞きたいのは、生活困窮者、それから非課税世帯、ひとり親世帯など、ある程度、事情のある方には、いろんな福祉灯油なり、それから支援金なり、町が配布するわけですが、その一歩手前の頑張って頑張って頑張って生活している町民、生活保護までいかない、いきたくない、何とか自分で頑張ろうとしている生活困窮者が非常に困っております。この人たちにもやっぱり最低限、やっぱり何とか、そこまでいきたくない、頑張りたいという人たちに支援の策はないでしょうか。これも伺います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） そういった生活保護だとか、そういった一歩手前の方たちということで、既に議決いただいておりますが、価格高騰緊急支援給付金ということで、住民税の所得割が課せられていない。いわゆる均等割だけかかっているという、そういった方たちにも予算措置させていただいて、現在、1世帯当たり5万円を給付させていただいているというようなことでございます。それまでは住民税非課税ということで住民税がまったくかかってない方ということで、そういった方たちを対象にしてたんですが、均等割のみ課税されているという、所得割がかかってないとか、そういった方も対象にして対策を講じさせていただいているところでございます。今後ともこういった物価の動向等も把握しながら今後引き続き検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○3番（山田日出夫君） 今、回答いただきましたように、今後、財源限られた中で対策は打っていただいているというふうに聞きましたので、今後ともひとつよろしくお願いをしたいと思います。

時間がありませんので、次に、農業関連資材高騰対策とJAとの関連はということの再質問をさせていただきたいというふうに思います。

農業関連資材高騰対策に関しましては、先ほど回答いただきましたが、非常に肥料、農



葉、生産資材等いろいろあるわけですが、肥料の方があとで、別枠でまた聞いておりますので、農薬と生産資材、これに関して、非常に農家が高騰しちゃうと面積が多い中でなかなか経営が大変だという問題をはらんでおります。そこで、農薬、生産資材。この生産資材の中で特にビニール関係、それから温床資材、これも農ポリ、農ビ、それから酪農シートのスタックポリあたりが非常に45%だとか25%値上がりしているんですね。これJAあたりでもいろいろ対策を打っているんですが、こちら辺、国としての対策、これに対する資材に対する対策はあるのか、どういう対策を打っていただいているのかお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） ただいま、西森議員からご質問のありましたビニールとか温床資材とか、そういった部分の国の対策についてですけれども、結論から言いますと、残念ながら、全ての子牛農家、畜産農家、そういった部分を対象にして対策は打たれていないというのが現状であります。かねてからある対策では、施設園芸向け、そういった部分の施設園芸だけがそういった資材を使うというような部分ではありませんけれども、そういった農業者向けに対策が打たれているというような現状で、今言われた、ある程度いろんな業種を網羅するようなものは、現在のところ打たれていないというのが実態であります。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 対策が特段これに特化する対策は打たれていないということなんです。20%、農ビあたりに関しましても、これJA調べなんです。15から20%上がっている。それから農ポリは25%上がっている。酪農シート、スタックポリあたりは45%も上がっていると。これ原油高の影響だということなんです。これやっぱり国にある程度、こちら辺の上がっているものに対する助成なり、何か策はないかを聞いていただけないものかなというふうに思います。やはりJAとしては、当然、戦争が起きて物がだんだん入ってこなくなった時点で、これは物がなくなって値上げせざるを得ないぞとなったときに緊急取りまとめをやったそうです。緊急取りまとめをやって、今年度、来年度の春ぐらまでは、それで何とかしのげると。ただ、その後が戦争がいつまで続くか、物資がいつごろスムーズに流れてくるか、円安がいつとまるか。いろんな要素が絡んできますので、そこ辺やっぱり行政としても国の方針をひとつ聞いていただきたいというふうに思います。この件に関してお答え願います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今そういったビニールとか資材関係の部分の支援について、国に声をあげていただきたいというふうなご質問だったと思います。

先ほどの対策についても国は全てを支援の対象としているわけじゃなくて、ビニールとかそういう一般的な資材ではなく、何とかそのビニールを工夫して災害に強いようなビニールハウスとか、そういったものを行った上での支援を打つというふうな形で、プラスワンってもう一つ何か努力してくださいというふうな中身で支援のパッケージというのを打っております。正直申しまして今のところ国は肥料高騰の部分に集中して対策をしているところなんで、今、議員がおっしゃられたように、そういった資材とパッケージしたような総合的な対策を何とか仕組んでもらえないだろうかというふうな形で国につなげてまい

りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 課長の言われることは当然分かりますが、よろしくお願いをしたいと思います。国につなげていただきたいと思います。ただですね、農薬に関しまして、非常に農薬もって上がっているのかなと思ったんですが、農薬はさほど急激な高騰はないんですね。それで一つ除草剤が特段値上がりしている。原料が不足しているということを経営で聞いたんですが、この原因は何なのか。お分かりであれば教えていただきたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） こちらとしまして、農薬の部分につきましては、先ほどの除草剤の値上がりの部分、どのような原因で上がっているのかというのは、私としても持ち合わせていないのが実態であります。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） このJAでも非常に対策を打てないということなんですが、訓子府で非常に玉ネギ農家が使っているアクチノールという除草剤があるんですね。これは原料が不足している。なぜ不足して入ってこないんだということを聞きましたところ、やはりヨウ素が被爆材、戦争に使う被爆材として使われているため、アメリカがアクチノールの原体、ヨウ素が入っているものを買占めているんだと。その影響で世界的に除草剤がなくなっている。こうなってくるとJAだとか一農家がどうのこうのという話ではなくて、国家間の話になるんで、ひとつこれも行政から国へのスムーズな流通に心がけていただきたいというような陳情をしていただければなというふうに思います。

農薬に関しては、回答いただきましたので、次、肥料に関して3点目にお伺いしました肥料高騰に関しての再質問をさせていただきたいと思っています。

肥料に関しては、化学肥料が中心に今なっております。訓子府の農業は。それで化学肥料がなければ大型農業というのは、もう成り立たない状況になってきているという中で、化学肥料、これ全農なんですが、塩化カリウム関係が31%平均で上がっている。それから高度化成も10%、苦土重焼燐くどじゅうしょうりんも16%、軒並み上がっているんですね。下がっているのは尿素のみ。尿素が9%ぐらい下がっている。これ全農が報告している訳ですが、この化学肥料の高騰、これに対する訓子府町、本町への影響というかJAからの肥料がスムーズにこないだろう。いろいろな情報があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今のところ農協にそういったものを確認したところは今年については資材がまったくこないとか、そういった深刻な状況までは聞かれていないということで認識しております。しかし、今、議員おっしゃられたとおり、今言われたものは、ほとんどが先ほどの農薬と同じで外国からほぼ8割ぐらいはもう外国からと言っていいでしょう。そういった事態になっておまして、特に、先ほどの回答で答えたとおり作物の中でも少なからずどの品目も影響を受けてますけども、特に肥料代がかかるビート、玉ネギ、加工用スイートコーン、野菜とかはもちろんなんですけども、そういったものは顕著に値上げの影響を受けているということで認識しております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） この肥料に関してはですね、ホクレンもいろいろ対策を打っているんですね北海道の農家に対して。加重平均で78.5%、実質102.1%の値上がりをしているということで、ホクレンの言うことでは、一番大きいものは単肥、尿素が145%の値上がりをしている。塩化カリが130.7%値上がりしているということで、軒並み上がっているんですね。これに対してうちのきたみらい農協、訓子府町のきたみらいに関しては5千万円の対策を打っている令和3年。令和4年は利用期中還元で利用割り戻しをしているということで、対策を打っている訳ですね。ただ、非常にこの肥料というのは、肥料年度11月から12月ということで予測できない、秋にとる人と春にとる人があって、秋にとる人は若干安いんですね、保管料含むからね、ただ、そんな小手先のものでは間に合わないほどの値上がりをしているという中で、何とかこの化学肥料がスムーズに、それから量が他の国に持っていかれないような、対策を打っていただきたい。若干、今ぐらいの値上がりであっても安定供給していただけるような、量を確保していただきたいという、これは組合員からの要望なんですけど、この点についていかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今おっしゃられたように、そういった肥料の原料というものを確保いただきたいというような部分なんですけども、なかなかこれは中長期的にも難しい問題でして、今、肥料、日本全体の肥料の需要量というのは年々減っております。減っておりますけども、やっぱり一定割合は営農のために使わねばならないというような部分をどうしても確保しなければならないと。そういったところに外国から肥料を持ってこなきゃならないと。とにかく中国、そういった部分の肥料の需要が圧倒的に高いと。そういったことで世界と戦っていくためには、なかなか日本として今もう原料を買い負けしているような状況にあります。そういった中でいかに確保していくのかということになりますんで、なかなか難しい問題であるというようなことで言及している訳で、今の肥料の確保はもちろん国にも声をあげていかなきゃならないですけども、同時に、これは国も言っておりますけども、何とかして国内で肥料、肥料に代わる堆肥とか、そういったものを確保しながらやっていく方法という部分も両建てで考えていかなければ、今のところちょっと乗り切れないということで認識しております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 肥料はですね、JA関係も道や国に対して肥料価格高騰対策事業あたり国費で対策を打っていただいている訳ですが、やはりJAあたりの要望あたりはなかなか国に届かないということがありまして、何とか行政単位で北海道の行政が束になって陳情をしていただくという形を持っていかないとなかなか進まないということになりますので、今後ともひとつよろしく陳情の方をお願いをしたいと思います。

時間がありませんので、最後の飼料高騰や酪農資材高騰、個体価格の暴落などについての再質問に移りたいと思います。

牛屋さんがかつてこんなに困ったことはないだろうというぐらい牛屋が今困っております。まず最初に聞きたいのは、今年、秋になって何件が訓子府町でも酪農をやめる。離農するということが聞こえてきましたが、現状はどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、ご質問のありましたとおり、本年に入りまして残念

ながら酪農家の方が2戸ぐらい離農をされていると。1戸は経営転換という形で酪農はやめてということもあるんですけども、もうお一方は酪農を完全にやめるということで今伺っております。こういった影響として、先ほどから回答しているとおりの今年の上げ幅という部分が異常な部分で、令和3年から4年に比べて上がっておりますけども、この2、3年で段階を踏んで飼料価格というのは上がっております。その部分でどうやって離農に至ったのかということまでは個別に面談して聞いているわけじゃありませんので、推測の域を出ませんが、そういった部分の飼料価格の高騰の要因は大きく変わると思っています、そういった部分と日常の乳代の入ってくる部分、経営の収支が合わないというようなあたりで経営主として判断をされているのかなということと考えております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） いろいろそれだけではない個人的な経営的なものもあるのか、それは個人の話ですから、よく分かりませんが、この酪農がピンチだということには乳量制限がある今ね。乳量制限がある。それから輸入配合飼料が高騰している。それから収入、送乳料金のアップ、これは燃料高騰のために燃費が上がっているということで、それが高くなっている。それから牛の個体販売の不振。個体が売れないと。はらみの牛でも売れない。それからぬれ子でも売れない。売れても価格が暴落している。これらの実情、訓子府でも起きていますと思いますが、押さえている実情があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今おっしゃられた状況というのは、訓子府でもまったく同じでして、定期的に私ども、酪農家の方と酪農懇談会というものをJAが主催して開催しております、今年であれば、6月ですね、それに出席したときにも、もういよいよもって年を越せないというような状況になりかねないというような声が上がっております。なので、こちらとしては先月の臨時議会で対策を打ったように、年内に何かしらの手立てを打たねばならないというようなことで感じております。だから、先ほど言った乳量、今は生産抑制でしぼれないんだというようなあたりとか、やっぱり何はともあれ餌代というのがやっぱり上がってきた部分が一番大きい。そういったところでこれまで皆さんやっぱりいい時がありましたんで、そこに向かって多額の投資を補助事業によってやってまいりました。今これから償還が始まるというような矢先にこのような状況になっていると。だからその償還金を償っていきななきゃならない時期に入っているんで、余計タイミングが悪いということで認識しております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、課長の方から畜産クラスター事業の件だと思いますが、元本償還に入っている酪農家が非常に多い。いると思われんです。こういう状況で生産抑制が起きて、非常に投資が逆に負担になっている状況だと思います。現状はね。それで苦境に立っている酪農家、これ対策どうしたらいいんだというのが常につきまとうんですが、組勘を整理できない。今月12月ですから12月に組勘、組合員勘定をまずゼロにするというのが基本になっております。農協のね。その組勘をゼロにできないんだと。負債で。そしてその畜産クラスターの元本を返さなきゃならないというのがのしかかってきている。これ猶予できないものでしょうか、クラスター事業の元本償還を何年か、2年か3年猶予をします。これはできないものかどうかをお伺いします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） こちらについては、今、国で対策を出しております、全てができるという訳ではありませんけども、こういった畜産情勢の悪化によって、今既に借りている借金の償還を少し猶予して遅らせてもらおうと。そういった部分の金融機関への指示は国から各金融機関に出しております。だから、それで全て解決できるというわけじゃありませんけども、そういった償還を少し、今年返さなきゃならない部分を少し後で返すというような対策は、国の対策でも講じているところです。うちの町にしてみれば、今おっしゃられたとおり組勘が閉まらないというようなことも早いうちから農協と協議しております、それで、借金は借金なんですけど、それをつないでいくために、公庫のセーフティーネット資金、それが今、無利子で借りられるというような部分で出ておりますんで、そういった状況での手当てとか、そういったことで農協と連携して対応してきたというような経過がございます。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 課長言われるように、つなぎ資金、それからセーフティーネット資金あたりを対応していただいて、ぜひ、2年、3年、辛抱できるような体制を打っていただきたいというふうに思います。訓子府が258戸、農家があるわけですが、その中の43戸、約6分の1が牛屋さんです。この牛屋さんが非常に困って経営縮小なり転換してしまうと山間地の草地、酪農の原料となる畑が何を作っているのかということになりかねませんので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

時間がありませんので、最後に酪農業が今までにない状況にあります。この状況、乳量が搾れない。それから個体販売の価格が下落している。それから飼料の高騰、各種借入金の資金の返済など、これは待ったなしの、暮れになって状況下にあります。そこで、この状況が改善されて、コロナ前、ロシアウクライナ戦争前の状況になるまで、世界状況が安定するまで行政として支援をしていくべきでないかというふうに、いろんな形で支援をしていくべきでないかというふうに私は考えますが、これ町長ひとつ考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今年の6月から始まった被災によりまして、農水省、国会議員、道会議員、合わせて最近では、このままいくと令和5年度は酪農家の相当犠牲が出るという、この日本をかなり厳しく迫ってきました。特に私ども町村会は裕君が町村会の会長で現役の牛屋です。滝上の長屋君がこれも牛屋です。より現実的に厳しいことを国や政府に訴えてきている状況です。しかし、今日も担当課長から農業新聞の記事を見させてもらいましたけども、単価0.49円増の落胆の酪農家、酪農政策価格方針が出てますけども、こんなもんじゃですね、西森さん、やっていけないですよ。特に国は7,200円の補助を出したですね、1頭当たり。7,200円なんて子どもだましのような数字ですよ。それでいち早くJAの大坪組合長を中心に他府県と同じように2,800円のこの部分を農協と市町村で折半して他府県と同じように1万円にしたいというふうに結果を出していただいています。私はこれでいいのかと5千円プラスしました。酪農振興会の会長が私のところに即、飛んで来て、町長ありがとうございます。こういう状況が置戸ももちろんやっています。しかし、北見なんかはまだ動こうとしない。本当にですね、血の通った酪農行政、こうい

ったことをやっぱりこれからも絶対続けていかなきゃならないというふうに私は思っております。これ以上、酪農家の犠牲を出すわけにはいかない。2軒のうちの1軒は私はすぐ飛んでいきましたよ家に。いろんな話もさせていただきました。最近、酪農家をやめるとするのは、この1万5千円が届かないうちにやめてしまう。こんな悲しいことはありません。ぜひですね、農協と一緒にしながら、子どもができる限り酪農支援、農業支援をこれからも続けていきたい。ただ、ご理解いただかなきゃならないのは、日本の肥料の多くは外国に頼ってきて、そういう行政政策を国はあげてきたんですよ。ウクライナが戦争になった。ロシアからもウクライナからもそして入ってこない。これはね、農家のせいじゃないですよ。そして、チーズやバターなどはですね、TPPの関連もありましてですね、多くは輸入に頼っているんですよ。これは政治の責任です。これ肥料、飼料、農業資材等含めて、単協に依存する。あるいは行政だけに依存するのではなくて、国政の農政の抜本的な対応をやっぱり変えていかなきゃならない。変えるようにわれわれも努力しますが、JA、生産者自体もやっぱり積極的に現状を訴えていく状況にきているのではないかと。そうしなければ私は来年は本当に悲しい事態がもっと起きてくるのではないかと。西森議員ともまったく同感でありますので、ぜひ子どもも頑張りますので、お力添えをいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今ですね、町長から大変心強い言葉いただきましたが、私も元々JAの役員でしたから、非常に牛屋さんのことが気になって、毎日、新聞に目を通しているんですが、道新から農業新聞、共済新聞、こういろいろあるんですが、一つとしていいことを書いている新聞はないんですね。もう酪農がピンチ。やっぱり崩壊する。北海道農業崩壊する。そればかりなんですよ、これ書いてあるのはね。国がなぜこうもしてまで動かないのか。何のための衆議院、参議院が出てののかと思いますよ。こういうときにやっぱり動くべきなのは、やっぱり政治家でないかというふうに思いますんで、これは町長に言ってもしょうがない話で、町長の力強いお言葉いただきましたんで、地方の行政としても、やっぱり牛屋さんは困っているんで寄り添っていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 2番、西森信夫君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次に、1番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。一般質問通告書に従いさせていただきます。よろしくお願ひします。

私は一つ目として、来年度のメロン栽培の振興策について、質問させていただきます。

訓子府町にとって唯一無二の名産品として町民の評価の高い訓子府メロンは、ここ数年

は毎年生産農家の減少に伴い生産量も減少して町内での販売もままならない状態です。

先月末には「メロン生産50周年」の節目を迎え、先人のメロン生産に対するご苦勞の歴史を知り、現在の生産者の努力も感じたところです。

今、大胆な振興策を打ち出し、訓子府メロンを必要としている町内外の方々に買っていただける生産量の拡大に向けて知恵を絞るべきだと思いますが、お尋ねいたします。

一つ、直近のメロン生産量の実績は。

二つ、直近の振興策の効果と課題は。

三つ、来年度の振興策の考えは。

以上、お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「来年度のメロン栽培の振興策」について、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

1点目に「直近のメロン生産量の実績」についてのお尋ねがございました。

令和4年度産のメロン振興会の作付面積は1万2,990坪、作付戸数は47戸、販売量は6,980ケースと伺っております。

本年は既にご存じのとおり6月中旬からの度重なる降ひょう・集中豪雨による被害発生で災害年となり、メロンハウスも一部冠水しました。そういった中でも生育は順調に進み、若干、小玉傾向ではありましたが、ここ二、三年では、最高の出来と伺っており、7月3日から8月中旬にかけて糖度が十分に乘ったくんねっぷメロンが出荷されました。

しかし、令和3年と比較しますと振興会の作付戸数は4戸減少し、面積も1,047坪の減少となっております。

2点目に「直近の振興策の効果と課題」についてのお尋ねがございました。

令和4年度に関しましては、行政としてメロン振興策に関する予算計上はしておりません。しかし、令和3年12月議会の一般質問において議員にご回答したとおり、今後も振興会役員会等にお邪魔し生産者との意見交換を継続的に行い、引き続き、支援策を模索したいと回答した経過がございます。

本年の役員会では、従来、支援いただいた内容と変わらないが、やはりメロンの種子代や蜂箱導入代への支援があることは非常に助かるので支援をお願いできないか。また、肥料高騰に伴う肥料代への支援要望が意見として上がりました。

その後、振興会設立50周年記念事業の一環として、メロン川柳を募集したいとの企画の相談があり、本年7月にJAきたみらいのコミュニティー広報紙「おひさまサラダぐるんグリーン」にメロンの特集記事を組み、きたみらい管内のメロンの紹介とメロン川柳の募集を行っております。

メロン川柳に関しましては、総数で約250通の応募があり、林幸雄会長と私が審査員となって選考を行い、あらためてくんねっぷメロンの根強い人気を再確認したところでございます。

3点目に「来年度の振興策の考え」についてのお尋ねがございました。

11月10日、夜間町長室に振興会三役の方々が来られて、生産者の高齢化や後継者不足など農家を取り巻く環境は厳しいが、町を代表するブランドであるくんねっぷメロンを何とか守りたいとして、次の3点について支援要望が出されました。

一つは、町民向けメロンPRチラシの作成と二つ目に種子代への支援、三つ目に蜂箱代への支援でございます。

私はできるだけ早急に担当課を中心に支援を検討し、来年度予算に計上させるとその場で回答しております。振興会からの要請内容は、従来支援していた内容と一部重複しておりますが、「まったく同じ内容では支援は困難である」と以前の議会答弁でも申し上げておりますが、唯一のくねっぷブランドを守るためには生産者が望む支援策を講じるべきと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、お尋ねのありました3点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 回答ありがとうございます。まず、再質問させていただくにあたりまして、私もこの3期目、4年間の中で、しかも後半2年間の中でメロンの質問を3回しまして、今日も4回目ということで、議員の方の中にも冷やかし半分で「頑張れよ」という方もいらっしゃるぐらいですけども、それぐらい私にとっては、メロンの必要性というのは非常にあるんだと。そういうふう感じての質問でございますので、受ける方もまたかというような気持ちを持たずに正直な気持ちでお答え願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

回答の中にもありましたようにメロンの生産は毎年、毎年減ってきているのが現状でございます。多少減るだけでしたらいいのかなという気持ちもありますけども、今年あたりを見ますと本当に買いたい方が買えない。そういう現状は今年は本当にここ二、三年の中で一番ひどい状態じゃなかったかなと思います。ましてや価格も本当に高い。北見メロンが同時期に発売されていますが、くねっぷメロンというのは北見メロンよりも一桁というか、千円の単位、8キロの箱の中で千円以上、良いものは2千円以上高いのが現状でございます。しかし、それでも買う方は買っていただけますし、それだけブランドとしての実績があって、良いものだという評価があるのはくねっぷメロンだけでございます。そんだけ今年メロンについては、うまい具合にと言いますか、50周年記念という節目の年でありまして、ましてやメロンの役員さんが夜間町長室にお願いに行き、そういうようなこともありまして、やはりメロン農家さん自体も、やはりもっともっと生産を続けて良いものを作っていくんだという意欲にあふれているんだと思います。私は作るほうの方がそういう気持ちでいる以上、やっぱり買うほうの人も、町民みんなも応援しながら、それを購入していきたいなという気持ちは全町民が持っていることだと思っていますので、やはりそれに応えるべく、生産に対する応援体制を作るべきじゃないかということで、また今回も笑われながら4度目の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

回答の中で、本当に戸数も減っている面積も減っている。面積が減れば、今年は降雨とか水害とかの関係もあって、さらに生産量も減ったんだとは思いますが、やはり来年度に関しましても、また何戸か減るといふ計算が出てきますので、また生産量が減っていくんじゃないかと思っております。私はこういう現状の中で今年終わった中で、担当者の方、くねっぷメロンはやっぱりどうでしたかね「少ないと感じた」とか「値段が高い」と感じたとか「買いやすかった」とか、そこら辺の感想はいかがなふう感じていますか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。



○農林商工課長（大里孝生君） 本年のメロンについては、先ほどご回答したとおり一部災害の影響を受けました。また、戸数も減りましたので、確かに生産量は全年と比べてかなり減っております。価格は私の印象では、やっぱり若干高めだったなということなどで理解しております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 率直で非常に正解な答えだと思います。現実として、これじゃ困るんですよ、やっぱりね。訓子府ふるさと納税の関係の質問もあるみたいですけども、やはりくんねっぷメロンがふるさと納税の返礼品としてもやはり人气的には非常にあるんじゃないか。お客さんはイモ玉に続いてかもしれませんが、くんねっぷメロンはおいしいんでいいものなんで、これをお願いしたいということで、ふるさと納税の中でとってくれるんだと思います。これは生産量をもっともっとあれば、もっともっと多くの方にふるさと納税として返礼品として扱ってもらえる現状があるんじゃないかと思います。そういうようなことも考えて、やはり生産を増やす方向性がなければ、これはこのままジリ貧状態になっていくと本当に何年か後には、くんねっぷメロンはなくなってしまうんじゃないか。本当に一部の方が趣味だけで作って食べて楽しむ。そんな感じになってしまう。これはやはりそうなられては困るんですよ。やはり今しかないんですよ。今早いうちに一步でも一時でも早いうちに画期的な応援策を考えて、振興策を考えて、やはりやるべきじゃないかと思うんですけども、まずどうですか、そのやるべきか、やるべきでない、そこら辺について率直なご意見をお願いします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今の部分については、率直に申しまして難しいと思っております。生産者とわれわれも意見交換をしております。ただし、今、増えるというような要素がまったくなく、以前の議会でも答弁しましたが、他から作っていただくというようなのが難しい状態であります。だからわれわれとして基本方向として振興会と確認しているのは、少しでも今、親の世代の方が作っているメロンというのでくんねっぷメロンは支えられていると言っているかと思っておりますけども、息子世代、そういった部分が少しでもハウスの中に入ってメロンを継承していただきたい。中にはそういった部分でメロンの栽培に関心を示していただいている息子さん世代の方もいらっしゃいます。それは意見交換としてあります。ただし、今、余湖議員から言われたとおり、そこが増加につながるかというのは、そこまでの部分がないかというのが正直なところです。そういった部分で考えております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 課長が本当に素直なお答えで現実を踏まえているんだなと思います。まったくそうだと思います。増える要素がないんですよ。だけどそれじゃ駄目なんですよ。増やさなきゃ。やはり私はね、今、課長や町の担当が増える要素がない。仕方がない。今作っている家族の中で継承していってもらえないんだと少しでも。そういう気持ちでいると、これはなくなっちゃいますよやっぱり。私は絶対そう思いますね。やっぱりここは増やすための努力をどうしていくのかということじゃないかと思っております。私は再三、1回目、2回目、3回目の質問の中で、1回目のときは確か政策が出まして、こんな施策でいいんですかというようなことで質問させていただきました。2回目のときは確

か公設民営にしてでもくんねっぷメロンを生産を増やす対策をしていかなきゃ駄目じゃないですか。そういうことは考えませんかというような質問をしたときには、確かその当時の町長さんは私が町長でいるうちは絶対駄目ですというようなこともありました。3回目のときには、メロン農家の方の中にも施策がなかったですから、メロン農家の方の現状の中にもこれぐらいの施策がしてほしいんだという意見があるんだけど、どうなんですかというような、こんな感じで質問させていただきました。今回やはりそれを全て踏まえた中でも、やはりもちろんメロン農家の方が希望する施策は応援はしていかなきゃいけないですが、それ以上にわれわれはメロン農家を増やすための施策を自分たちが農家の方が考えるんじゃなくして、われわれ町民が、行政が一体となって、それを考えなきゃいけない。それを考えなければメロンは増えませんよね。今、絶対的に量があるから増やさなくても何とかね、くんねっぷメロンとしての知名度とその品質を保っていけるんだという現状にあるなら別ですが、これは黙っていると日に日に、年々なくなっていくんですよ。これじゃ困りますよ。訓子府の本当に50年かけて立派な最高の名産品となったメロンがなくなるといった状態が分かっているながら、このままいるというのは、まったくの行政の怠慢、それしかあり得ないと思いますが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） メロンを増やすというような部分はなかなか難しいと先ほどから答えておりますけども、私どもも生産者と何とか手間がかからないような形でメロンが作れないかというような中身の検討はしております。ただし、以前の議会でもお答えしましたけども、ハウスの開け閉めとかを自動化したり、温度管理を一定にできるという部分がまだ現実問題、そこまではきておりません。ただし、企業とかではメロン以外でもそういった部分を確立してきておりますので、そういった技術というのがありましたら、お金はかかるけども実証してみたいねというような気持ちは生産者と私どもの間では持っております。ただし、そういった部分がまだ、なかなかこれだったらというものが無いというのが今の現状であります。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 課長の現状の中ではそういうことかもしれません。それは分かりました。ただし、今、もっともって考える道はあるんじゃないかと思います。きっと今、課長が言ったようにメロンのハウスの開け閉めですとか、そんなことはきっと機械化ではやろうと思えばできるんじゃないかなと思います。それ以上に、それをね、課長が今、担当として考えて、メロン担当ならいいんですけど、ほかのこともいろいろやりながら、林業もやっているメロンもやっている。他の農作物の全てのことに対して農林商工課として頑張っている課長がそれを全てやろうというのは、なかなか難しいと思います。やはりね、それは課長の段階では難しいけども、それに対するプロジェクトチームとか、何か特別な組織を作っても、それを研究しても、次のメロン農家、メロン生産を増やすための努力をするという道は、私はきっとあるんじゃないかと思います。また、あるんじゃないかというよりも、それをしなければ、今いけない時期だと思うんですよ。お金をかければいいですが、もちろんお金もかかることかもしれません。しかし訓子府町としては、お金をかけてでも、このメロン生産の増産に対して対策をとっていかなければ、今はいけないですよ。よく返答の中で、今までもありましたが、生産者の方が、農家の方が、

生産している人が、ちょっと無理だと思うとか、大変なんだよとか。そういうのまったく分かるんですよ本当に。じゃあだけでも、それでも、大変でもくんねっぷメロンを作っていこうか。じゃあ俺もメロンをやってみようか。もう少し努力してみようかと。そういう気になるような施策を考えなきゃいけないんですよ。そういう施策を考えるべき行政の担当者であってほしいなと思いますが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今おっしゃられたように、そういった努力は、私どももやっていると考えております。ただし、うちの農業生産を考えた場合、メロンだけというようなことで農業生産をやっていくというようなことではない。こちらは何回も繰り返しているように、今は園芸作物がなかなか作物として選択されないというような中身になってきておりますんで、前回、前々回も答えたとおりメロンを何とかして維持していくということぐらいしかお答えできないというのが私からの回答になります。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） メロンの生産、私は絶対にね引くわけにいかないというか、なければ困る。訓子府の将来に関わることでございますよこれは。やはり訓子府の中でメロンの生産が途切れるような未来が見えるとしたら、それは絶対に防いでいかなきゃならない。それはどんな手段を使ってでも防いでいかなければいけない。それぐらいの意識を私は持っています。やっぱり具体的な生産意欲の湧くような施策を考えてでも、それが長期的に考えてお金が多少かかる。多少それが100万円が少なくても1千万円が高いのかは、それは分かりませんが、やはりその金額よりも先にまずアイデアを先にまず考えを先行させて、それに対してどうなんだろうということでないかと思うんですよね。お金がかかるからとか何とかということよりも、やはり今、メロンを復活、増産させるためにはどうすればいいのか。そういうアイデアをやはり聞く気になるのか、ならないのか、まず。そういうアイデアをそういう農家の、今の生産者の方もプラスですけども、それ以外にでもそういう意欲をこうすればメロンを作ってみようかなと思うような気持ちになれるような、意見を聞く、聞いてでも今、訓子府にとってメロン生産を進めるべきじゃないかと思う気持ちがあるかどうかというのが大事なところじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） そういった気持ちは持っております。持っておりますけども、そこら辺がなかなか、私どもやっぱり行政の思いという部分ありますけども、やはり生産者、メロン農家以外の方々にも、今までもメロンを作ってみませんかというような施策は講じてきております。そういった上での今の現状というのがあります。決定的な対策を打てないというような部分。自らジレンマとかも感じておりますけども、今、いい案がなかなか出てこないというのが正直なところです。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 本当に素直ですね。やはり、どうなんですかね、そのメロンを作るということが自分の所得につながって、それで生活していけるような感じになっていけば、もっともっと作る人がいるんでしょうね、きっと。今はまだ量的なこと、価格的なこと、自分たちの所得にどれぐらい響いてくるのかというようなことをいろいろ合わせた中で、なかなか新たにそれを作ろうという気持ちになかなかならないのかなということも考

える場面もあります。ですから、そこら辺をひっくりめた中で、やはり私はそれを全部カバーできるぐらいの施策を組んでも生産を増産させていかなきゃいけないんじゃないかと。そういうふうに思っております。今の農家の方が今のメロン生産者の方がもっと増やしてくれるのかということも考えれば、増やしてもらうためにはどうすればいいのかなって考えたこともありました。そのためには所得が、メロンをすることによって所得が上がること。そのためには労働力が足りないんで、労働力の補助とかがあれば、またいいんじゃないのかなとか。要するに、そういう作るための、さっき課長言っていました、そのハウスの開け閉めに関しても機械化の研究をもっと進めてもらうとか、そういうことも必要じゃないかなと思いますけども、何せよね、生産を増やすために何かできないか。それと先ほど言いました園芸作物といいますか、そういうもの全般の中で考えても、訓子府町も今までも道の駅構想とか、いろいろ質問の中にも出てきたことがあって、道の駅を作りたいなとかという話もありましたけども、結局やはり年間を通した中で園芸作物、要するに道の駅で常時売っていくような園芸品の品薄状態とか、それが保持していけないとか、そういうようなこともダメだしの一つの要因に今まではなっていたんじゃないかと思えます。私はそういうものに関しても道の駅の必要性、逆に言いますと道の駅の必要性を感じたときには、やはりそういう作物の生産に関してもやはり道をつけるのもいいんじゃないか。やりようによってはちゃんと所得があって生活してる農家の方もたくさんいらっしゃいますから、それが訓子府の場合は玉ネギとかイモとかのいいものの生産をやっていますけども、それ以外の中でも、そういうものを進めて、そういうものでやっていきたいという方もきっといるんじゃないかと思えます。条件さえあれば。そこで提案なんですけどもね、訓子府は地域おこし協力隊が今年から来ていまして、それはまちおこしですとか空き家対策とか移住定住に関するもので来てますけども、ぜひ、メロン生産、園芸作物の生産に特化したような地域おこし協力隊員の採用というのを考えていませんかね。そういう方を採用した中でメロン生産ならびにそういう道の駅構想にもつながるような園芸作物、要するに農家の所得の向上につながるようなものに関するような特化するような地域協力隊員の採用というのは、いいんじゃないかと思えます。これに関しては、経費的なものは国からある程度のね補助があって、自由な感じでやってもらえるという設定がございますので、そういうようなことを考えて、そういうように特化した、いろいろ忙しい課長、担当がちょびっとの間でメロンを考えるんじゃなくて、やはりそういう特化した中で考えてくれる人がいるということも、これは一つの方法じゃないかと思うんですけども、このことについては考えいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今ご提案のありました地域おこし協力隊に関しましてはメロンのそういった栽培ができる人、その人を迎えるにあたって、うちでメロンを作ってくれ、メロンで食べていくというようなことができればいいと思っています。思っていますけども、やはり地域協力隊を雇う上では、そういった部分、こうしてほしいというような意見が合致したような、私どもとそういった余湖議員の思いもありますけども、メロンの部分を振興させるという部分が合致したような人材というのをやっぱりこちらも選んでいかねばならないのかなと思っておりますし、ただ、そこでちょっとリスクがあるのは、これまでも誰かにお願いするというような対策は行政としてやったこともあります。ただ

しそれが吉と出るか、解決できるかというのはちょっと分からない問題であります。それ以前にこれまでやってきたメロンの論議というのは、昔はいらっしゃいましたけども、今、メロンだけで生計を立てていらっしゃる方がいないというのが私どもが胸を張って進められないというのが一番大きな要因です。メロンを何棟も何棟も立ててメロンだけで生計が立っていくというようなことであれば、私も胸を張って進めていけます。いけますけど、なかなかそうではいけないというような部分があったんで、だんだんだんだん、やはりうちの作物の選択も土地利用型というような作物にシフトしてきて園芸作物が残念ながら、それに対して減って行って、道の駅にもそういった部分が昔みたいにリスク分散でかなり皆さん個々で作られていれば、そういったお店にも出ていくのは何も困らないかと思えますけども、そういった部分で、なかなか地域おこし協力隊という部分にも踏み込めないというのが思いとしてあります。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 地域おこし協力隊ということを行ったのは、私はその方にメロンを作っていたきたいということで言ったわけじゃありませんから、別にその方が畑をおこして別にメロンを作れという意味じゃなくて、早い話で言うと課長の変わりにメロンを振興してくれという、そういう係の人を地域おこし協力隊として来てもらって、そのことを考えてもらうのがいいんじゃないかなと。私はよく分かりませんが、夕張あたりのメロン農家はメロンだけで食べているんですかね。そこら辺はどうなのかな。他のもの作れないですからね。だからそこはそこでそれはそれでいいんですけど、訓子府にとっては別にメロンがメロン専業で食べていく必要はないんじゃないかと思えます。ですから、そういう中心になる人物がその栽培方法とか販売方法とか、そういうものをよく考えた中で、そういう農家の方をそういう意味で副業としてのメロンを作るためのいい方法を考えながら空いている土地でハウスを1本、2本作りませんかとか、こうすればこずかい稼ぎにもなりますよとか、そういうようないい方法を訓子府にあっては、メロン栽培の方法を考えた中でやっていくのがベストじゃないかなと私は思います。別に協力隊員の方が来て園芸作物全般を見る中で、まずはメロンを、主体としてメロンを、そういうものを進めていってもらいたいんだというようなことを考えながら年間を通した訓子府にあった農業にあった一部のメロン作物に対するメロンを作ることにに対する応援できるような形というのは非常に理想じゃないかと私は思っているんですけども、私は今でも前に話してましたように公設民営については、まだ希望を持っていますし、またそれもやっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。一つの生産を大事にして、特に訓子府メロンという名産品を大事にして継続していくためには、多少のお金というか、行政としての町のみんなとしての町民一丸となった応援というのは必要なので、お金がかかることも多少のことは仕方がない。これは単なる名産品の一品だからとか、そんなに玉ネギやイモと比較してお金がかけられないとか、そういう意味じゃなくて、多少のお金がかかっても、それを守るために、やはり努力していくのが大事なことじゃないかと思うんですけども、やはり私は今、本当にギリ貧になるメロンに対して、これは絶対に必要だと思います。やはり今やっているメロン農家の方以上の、以上というか、その方もプラスした中で、やはり少しでも増やしていけるような体制をとる。将来訓子府にとって非常に大事なことと思っておりますので、ぜひこのことについては、課長のお返事はもう大体分かっちゃいましたけ

ども、きっと無理だというんですけども、やはりこれは行政として、担当課長のレベルじゃなくて、やはり首長レベルの方が判断をしていただいて、進めていこうと。大事だよということを確認した中でこれを進めていただきたいと思います。ですから私は今、昨日の質問の中で町長は勇退なさるということを言われちゃいましたんで、町長にお願いするのも何かと思いますが、しかし、まだ4か月ありますので、その中でぜひ将来を見据えたメロンの生産に対する足跡をもう捨てていくんじゃなくて、やはりこうやっていけば訓子府のメロンはよくなるんだと。僕はそれを残していく。スポーツセンターや消防庁舎と同じようにメロンに対してこういうふうに菊池一春町長は4期目の仕上げとして、メロンに対してこういう方向性をもって、こういう気持ちで去って行ってくれたんだということで、私は希望を持っているんですが、最後に町長一言お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと一言で済みませんねこれは。

「血糖値 検査の翌日 メロン食べ」というのは、今回の256首の中の最優秀でございました。管内からも大勢の応募者があって、くんねっぷメロンが余湖議員のご指摘のとおり大変信頼も厚いしファンが多いということも事実であります。

しかし、実態は、大里課長から申し上げたとおり、また私も答弁でお話したとおり現実は大変厳しいものがあります。

先の50周年記念で私は来賓として挨拶をさせていただきました。前回の議会で余湖議員と私が生々しく論争したことを私は復元させていただきました。可能かどうかと。そしてそこには旭市、旭川市場の常務、北見の北市の役員も来て、その話を聞いて若干の懇談をさせていただきました。くんねっぷメロンがなぜ売れるかと。なぜブランドなのかということの、この50年間の積み上げは、そんな簡単にできるものではないんだということでありました。それは私は清住に二十数年住んでいますから、メロン農家の栽培の苦労というのはよく分かります。

しかし、50年前は、あの辺もう水田農家でした。女性たちが普及員の要請を受けて少しでもお金が入るような副業として始めたのがスタートだというふうに記憶しておりますけれども、そういうことを考えて50年たって、今、状況は違うということです。

余湖議員が大里課長の答弁に納得できないということであれば、これ以上、私は申し上げることはできません。

米農家、今、何軒あると思いますか。10軒ないんですよ。米太郎という銘柄を作っております。さらにもっと言いますと、かつては菓草の町だった。センキュウ、トウキ、高園を中心として、これもゼロです今。酪農家、本当に厳しい現実の中で47戸です。メロン農家と同じです。その中で何としても頑張っていかなきゃならないということ、そして行政としてもバックアップしていかなきゃならないという中で、この厳しい現実を行政も一体になって乗り越えてきたというのが農業の現実であり、われわれ行政の役割が果たしてきたお仕事の大事な部分ではないかなと思います。

さらに、訓子府が公設民営化を作ってメロンを拡大する。生産者を増やしていくということは可能ではないのか。もっと大里課長が1人でやって忙しい中1人でやっているのではなくて、専門の農家、あるいは専門の地域協力隊が必要でないかという意見もしかりというのは受け止めます。しかし、それは現実的ではありません。

それから私は、こんなこと言ったら怒られますけど、余湖議員のメロンに対する栽培の認識の甘さというをすごく感じてます。ぜひ、もし本当にそのように考えるならば、多くの公団や多くの作物のいろんなブランド化しているときの民間の力、その一步を余湖さん立ち上がってください。行政はそれらに対して応援することはやぶさかでないと思えます。行政に要望することは当然、やれることはやります。しかし、今の提案は、そのような中身ではないと思っていますので、ぜひ建設的な、4回も同じ中身の質問をしている訳ですから、私どもはこれ以上答えることはできないということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 最期のメロンに対する町長の意見としては、お答えとしては、非常に私は不満足をしていますけども、何となくやはり意欲は感じられません。課長は町の中の課長という一つのシステムの駒の中で動いていますので、行政全体の中の対応かなというふうに感じますが、やはり今の町長のお答えの中には、やはりくんねっぷメロンの将来について、半分以上は諦めているのかな。薬草づくりがなくなったよと。米太郎は10軒になったよと。それはどうしてなっちゃったんですかと言ったら、もちろんそれぞれに生産性とか所得が合わなくてなくなったんじゃないかなという気持ちを持っています。それぞれにあった。ただ、それと同じように、私は薬草のころも多少は知っていますけども、そのころそんなに感じたこともなかったです。米太郎については、食べたこともありますし、今、頑張っているのも分かりますけども、ただ、評価的には、評価というのは、良いとか悪いとかというよりもふるさと納税とかの返礼品とか、各市町の他町村からの購買意欲とか、そういうものに関しても、やはりそれはくんねっぷメロンとは比較にはならないもんじゃないかと私は思っています。それぐらい訓子府メロンの訓子府町の名産品にとっての大きさはあるんじゃないかなと思います。ですから、今の町長のご意見聞いてましても、もちろん民間と前回そういう話も出ましたよね。民間がそういうふうに頑張ればわれわれは手を貸すんだと。それは前回も聞きましたけども、私は今でも民間、先にありというのも、なかなか難しい話じゃないかと思えます。オホーツクの片田舎の訓子府町のくんねっぷメロン、今まで50周年やってきましたけども、それが全国レベルになるほどのものだったのかなと考えると、そこまではないですよ。ただし、この地方では、本当に人気があって、訓子府、訓子府と言われる品物なんですよ。ですから、それを企業努力でとか、民間のところが、そういう収益を考える民間がそのものを立ち上げるということの希望性は非常に薄いと思えます。私はそれは薄いと思うけども、やはり町にとっては……

○議長（須河 徹君） 余湖議員、質問を簡潔にお願いします。

○1番（余湖龍三君） いろいろ述べないと最後に一言質問ができないじゃないですか。と私はそういうふうに民間のものに関してもきっと難しいと思えます。そういう状態にあっても、やはり訓子府メロンを残さなきゃいけないんじゃないかと思えます。やはりその残さなきゃいけないという意識を今の町長の返答には感じられなかったですけど、再度そのことについてお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 残さなければならぬという意識は余湖議員同等、もしくは、それ以上に私は持っています。しかし、私の今の状況の中では大里課長の答弁したことを超

えていけるような状況ではないということをご理解いただきたい。もし必要であれば、次の町長にそれを託してもらいたいですし、余湖議員が出るかどうか分かりませんが、政策としてあげながら、前へ前へと一歩を進めていただきたいのが私の願いです。

○議長（須河 徹君） 余湖議員。

○1番（余湖龍三君） 私は非常に残念です。政策として、取り上げてもらえるんじゃないかと思って質問しているんですけども、非常に残念なんで、じゃあぜひ次の町長に託したいと思いますので、ありがとうございます。

次の質問に入りたいと思います。

二つ目の質問に入ります。

レクリエーション公園のシバザクラの整備について、お尋ねいたします。

山一面のピンクの花に感動し町民の自慢のシバザクラ公園として町内外から多くの人が集い楽しんだことが思い出されます。

今のこの無残な状況を誰がそのころ想像したでしょうか。

ここ十数年、毎年多額の予算措置をして、その状態の復活に努力されてきましたが、なかなか効果が表れず現在に至っております。

今後のレクリエーション公園のあり方とシバザクラの整備についてお尋ねいたします。

訓子府町にとってのレクリエーション公園とシバザクラの位置付けと現状は。

二つ、シバザクラに対する整備の効果と課題は。

三つ、将来へのシバザクラの展望は。

お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、端折って読ませていただきます。

ただいま「レクリエーション公園シバザクラの整備について」3点のお尋ねがございました。

1点目に「訓子府町にとってのレクリエーション公園とシバザクラの位置付けと現状は」とのお尋ねです。

レクリエーション公園については、町民のオアシスとして、また、遊んでスポーツをして憩える場所として計画され、開基100年となる平成8年に開園しました。当初はのり面の洗堀防止のための保護と景観の観点から66万株のシバザクラの植栽を行っております。その後、商工会主催の「芝桜まつり」が20年間行われるなど、議員のおっしゃるとおり町民の自慢の公園となっています。

しかしながら、20年近く経過したころから寿命による枯死が多く見られるようになりました。それまで、町民ボランティアによる苗木づくり等を行っていましたが、平成25年度より根本的な修繕が必要として、JAの協力のもと、土壌検査結果を参考に酸性からアルカリ性への改良を実施し、また、シバザクラの苗を購入、補植した結果、3年前から一部の区域の回復が見られるところであります。これからもシバザクラの丘が継続していけるように各種対応を行い、いつまでも町内外の方たちの憩いの場所となるよう管理してまいります。

2点目「シバザクラに対する整備の効果と現状は」ということでございます。

シバザクラの苗は平成25年度より購入・補植しており、今年度において10万株を超



えました。のり面保護の効果は引き続き確保されており、景観の面でも近年は一部を除き大部分において改善されている状況と考えます。

3点目「将来へのシバザクラの展望は」とのお尋ねです。

平成30年度より庁舎内プロジェクトチームを設置し、のり面の排水改善や階段状ののり面、また、土壌入れ替え等の試験施工を行ってまいりました。

結果としては、3段ある丘の中で、シバザクラが回復している中段と下段については、今後もシバザクラの生育を継承してまいりたいと考えています。上段の展望台下については、土質があまりシバザクラに適さないことから、シバザクラに代わるものとして、令和2年度より「ラベンダー」や「立藤<sup>たちふじ</sup>」等を試験施工しており、順調に生育が認められますので、徐々に広げていきたいと考えていますので、ご理解ください。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） レクリエーション公園につきましては、本当にできた当時は山一面のピンクの山というのは町民が見てても本当に感動するぐらい、あそこの公園に行くのが楽しみという、行くというよりも、反対側の高園や山の上から見てても本当にいいシバザクラで、これは非常に楽しみなものだなということを考えてました。ましてや、その整備についてもバーベキューハウスですとか、水遊びのできるところとか、本当に公園というのは、レクリエーション公園自体が非常にいいとこだなということを経過していると思います。それについては、今でもたくさんの方が遊びに来てやっているのは確かなんで、いい設備、いいとこなんですよ。ただ、シバザクラの衰退というのは、非常に気になるところでありまして、毎年やっていることから10万株をもういままでやったんだということか、66万株あるうち10万株をもう何年かの間に植えて、いろいろ頑張っているんだということか返答がありましたんで、時間もありますんで、簡単に聞きます。回答にありました上の方の段の土壌がシバザクラに合わないんじゃないかというような判断の中でラベンダーとか立藤というようなものを植えていくんだということですけど、これはあれですか、元は山一面がシバザクラ、上も全部シバザクラでしたよね、その当時はそれが非常にきれいに入っていたんですけども、これは土地が変わったというよりも何か雑草とかの関係もあるのでしょうか。そこら辺どういうふうに判断していますか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 3段ありますレク公園の丘、シバザクラの丘の上段部なんですけども、こちらの方は整備当時、表土やっていますんで、土壌としては上中下同じような土壌だったんです。なので全てきれいに咲いていたというのものもあるんですが、長年の降雨ですとか融雪によってですね、表土が落ちてきているというところもあります。今回25年から始めまして土壌検査やったところでも、土壌を取った時に礫質<sup>れきしつ</sup>がかなり多いところが出てくるんです。全て表土を入れてですね、また復元するという案もあったんですけども、かなりの費用がかかってしまうということでプロジェクトチームの中でも、次、水があまりなくても育つようなところということで、とりあえずラベンダーのやつは2年度から行っているような状況でございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） シバザクラというと東藻琴とか滝上とか本当にすごいところもあるんですけども、訓子府もあの山一面がシバザクラだったときには非常にね良くて、向こうにいけば向こうがいいですけども、訓子府はくんねっぷであれば非常にいいなと思ったんですよ。私としては、そういうラベンダーとか何とかと言わないで、もう一度シバザクラの山として復活していただきたいなというのが本当に一番の希望なんですけども、それでこれは私はそういう園芸業者じゃないんで分からないんですけども、やはりあれ、枯れる原因とか何とかがって雑草の関係だと思んですけど、毎年あそこに整備が入るのは雑草をとってやっているんですよ。そういうことを毎年やってもラベンダーの復活というのは、なかなかだし、というのは、雑草に対する処理が難しいということじゃないかと思んですけども、そういうふうに聞きました。それで時間がないでもうさっさと提案しちゃいたいんですけども、私は聞いた話によりますと、もう何年か休んだらどうなんだと。半分なら半分でもいいから、今、整備していいところもありますんで、もうボツんと切って、ここからここまではもう半分休んで、もう除草剤をがっちり入れて、もう雑草を根本からなくすぐらいの作業を2年ぐらいやればきっとできるんじゃないかと。そして、3年目ぐらからは、また一面、その間に土壌の検査とかそういうのもして、新たな種を植えれば3年目ぐらからは一面またその山に戻るんじゃないかと。そういうことを聞きますと、やはりじゃあ半分捨てるんじゃないくて、半分休んで、今、整備されているこっち側半分はそのまま見てもらえる。3年ぐらいの中でがっちりという雑草対策、土壌対策をして休みを取って次に備えるというようなことは長期的展望から考えると何の問題もないんじゃないか。それが一番いい山に復活させる方法じゃないかというふうに聞いたんですけども、それについていかがお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 先ほど半分休ませるだとかという提案の方もありますが、やはり今、25年度からシバザクラを購入しただけですすね、今、10万株を超えましたけど1,500万円程度かかってます購入費だけで。それを今度、半分程度休ませてとかがって話になったときには、かなりの経費かかってくるかなと思ってます。また、それとやはり先ほど出てきました東藻琴、あと滝上はですね、滝上は木陰の中に入ったりもしますけども、やはり訓子府のレクリエーション公園はちょっと条件が違っていて、北向き斜面だということです。日が当たらない。土が乾かないというところで苔ですとか雑草が多く繁茂してしまうという条件も多々あります。また、25年の土壌検査を始めてからペーハーはやはり酸性に近かったものをアルカリ性、7で中性になりますけど、6.5ぐらまで持っていった時点で雑草というのはやはり減ってきます。スギナですとか、そこら辺はやはり減ってきている状況で、今これを行っているという状況でございまして、先ほど、答弁にもありましたけども、一応、比較した方が分かりやすいかなと思ってパネルの方を用意してきました。こちら今ちょっと見づらいかもしれませんので、資料の方で議員さんお渡ししますけども、これが8年の開園当時から十数年たって平成20年の写真です。このときでもまだあったんです。きれいに咲いている状況でした。ただ、やはり、滝上でもありましたけど、20年程度たつと寿命でなくなってしまうと。枯れてしまうというのがあって、滝上もかなり1回消えたことがあります。うちもかなりひどいときにあったのが

私が担当になったこの25年ですね。このときから、もうこの前からずっと咲かなくなっている状況です。これが10年間補植した時点で、これが昨年度、シバザクラの丘になっています。一番最後ですね。ですので、かなりの回復は見込まれているというふうには考えてはいるんです。なので、逆に休耕するというのも方法の一つではあるんですが、今のところ、3年前からですか、購入する苗の数を減らさせてもらって隙間を埋めていくという作業に入ってますので、そこまでしなくても今後いけるんじゃないかなというふうに考えていますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 何か説得力がありましたね。私は先ほど言いましたように、こんなことはよく分からないんですけども、よく分かっている方が、この山はもうそんなことしないで休ませて完全復活させた方がいいんじゃないのかと。やっぱり雑草に関しては、そういう休ますということが一番じゃないのかというようなことが非常に私もその方の言うことが非常に胸に響きまして、これはちょっと試してみようかなと思ったんですけど、何か課長の言い方の方がちょっと説得力がありますね。ただ、ただですね、これ3枚目の写真、非常にいい写真、いいところをすごい撮っているんじゃないのかなと思って、全体的に言うとまだまだかなと思いますけども、ぜひ、そういうことで荒沢課長が言うんですから、きっと間違いないんじゃないかと思えますので、ぜひ誠意努力を続けてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長（須河 徹君） 1番、余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行いますので、参集願います。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、7番、泉愉美君の発言を許します。

泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 7番、泉です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

中学校の部活動のあり方について、教育長に伺います。

中学校における部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、スポーツや文化に親しむ中で、学習意欲の向上や責任感、連帯感が生まれ、豊かな人間性が育成される貴重な機会です。

本町の中学校でも、大多数の生徒が部活動に参加していますが、少子化問題や教員の働き方改革の観点から見ると部活動のあり方は変化の時を迎えていると感じます。

そこで以下の点について、町の考えを伺います。

一つ目に、部活動の現状と今後の課題は。

二つ目に、国の方針に基づく「部活動の地域移行」についての考えは。

以上、2点について、お答えをお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「中学校の部活動のあり方について」2点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目に「部活動の現状と今後の課題は」についてのお尋ねがございました。

部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保し、生徒の自主性・主体的な参加による活動を通じて、責任感・連帯感を養い、自主性の育成に寄与するなど大きな役割を担ってきました。

また、学校教育の一環として行われる部活動は、人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど教育的意義だけではなく、生徒の意欲向上など、さらには、資質・能力の育成、体力の向上や健康増進につながる大切な活動であります。

本年度の訓子府中学校の部活動の状況としましては、運動系部活動は5クラブで、野球部17人、サッカー部13人、男子バレーボール部11人、女子バレーボール部6人、ソフトボール部11人、文科系部活動は1クラブで、吹奏楽部21人、その他に学校内に部活動がないスキーと水泳が町外の少年団やスポーツクラブで活動しております。

訓子府中学校の生徒数は、約10年前には158人が在籍していたのが、令和4年度は102人と少子化が進み、以前あったバスケットボール部と陸上部が廃部となりました。

このように少子化が進む中で学校単位での部活動を継続することの厳しさが増してくるとともに、競技経験のない教員が指導せざるを得ないことや、部活動の指導が教員の大きな業務負担となってくることなどが課題となっています。

2点目の「国の方針に基づく『部活動の地域移行』についてのお尋ねは」についてのお尋ねがございました。

スポーツ庁ならびに文化庁から、公立中学校で行われている運動系部活動・文科系部活動の地域移行に関する提言が示され、まずは休日の部活動指導を地域や民間の団体に委ねる「地域移行」を令和5年度から令和7年度の3年間で達成するとの目標が盛り込まれました。

少子化で部活動が学校単位で運営することが難しくなってきたことと、部活動が教員の長時間労働の要因になっていることから、部活動の地域移行を進めることが示されました。

この期間を改革集中期間と位置付け、自治体に具体的なスケジュールを定めた推進計画の策定を求め、休日の地域移行がおおむね完了し、問題点を洗い出し、将来的には平日の部活動も学校から切り離すことを視野に入れているところです。

現時点での部活動での地域移行における課題としては、地域移行のための団体などの受け皿、指導者の人材確保、指導を外部に委託した場合の費用負担、移動手段の確保や保護者の送迎の負担など、さまざまなことが想定されます。

教育委員会としましては、管理課、社会教育課、学校、スポーツ・文化団体などで構成する「中学校部活動のあり方プロジェクト委員会」を立ち上げ、生徒や保護者、学校・スポーツ・文化団体などの関係者の意見やニーズを聞きながら、訓子府町スタイルの部活動のあり方を検討していき、子どもたちのスポーツや文化に親しむ環境づくりに努めてまいります。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解を賜り

ますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） お答えいただきましたので、いくつか再質問をさせていただきたいと思ひます。

部活動は学校ではやっているけれども、教育課程には含まれないということで、学校教育の一環として自由に参加できるという位置付けかと思ひますけれども、まずは今現在、訓子府の中学生は何%程度の生徒が部活動に参加しているのかをお聞きしたいと思ひます。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、中学校の部活動にどのぐらい、何%ぐらいの生徒が参加をしているかというご質問でございました。

現在、訓子府中学校は102名の生徒がおります。そのうち部活動に、3年生が引退する前の数字でございますが79名ということで生徒に対する割合で77%でございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 77%ということで結構高い割合の子が参加しているなというふうに思ひますけれども、現在の部活の種類と部員の人数、先ほどお知らせいただきましたけれども、部活の種類はかなり限定されているようで、生徒数が少なくなってきたことによつて、以前よりも部活動の種類、数が減つてきているんだなというふうに思ひました。運動部は五つあるということなんですけど、文科系は一つということで、この選択肢については、選択肢の少なさについては、どのように考えていらっしゃるんですか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 部活動につきましては、泉議員おっしゃるように学校教育の一環として行われておりますけど、教育課程というのがまず各教科だとか行事だとか特別活動が教育課程といわれているんですけど、それ以外に教育外課程というのがあつて、その中に部活動もその中に入っているということで、それを部活動を学校ごとに推進計画で部活動計画を立てて活動しているというのが今の現状だということです。その中で訓子府中学校におかれましては、今、運動系部活動が五つで文科系活動が1クラブということで、先ほど私が答弁したように、この文科系活動につきましては、訓子府町としても今までも文科系活動として吹奏楽部しか今まで確かなかったように私は記憶しているところで、そこでもし部活動を作つてほしいという部分がございますたら、その中学校の部活動の計画の中で新設という項目があつて、そこでその項目に当てはまる部分があれば、新たに部活動を設置するということになりますけど、その中でもいろんな条件を判断しながらということとある程度生徒数が10人ぐらい集まらなきゃ駄目だとか、あとはそれ以降も部員数が維持できるだとか、そういう要件の中で新設の部活動が選択できるというような形に今なっているところです。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 生徒の総数が100人ちょっとということですので、その数も考えると部活の数を増やせばいいという訳ではないのは、もちろん分かりますし、数が増えれば増えるほど人数が分散して、それぞれの部活の部員の数が確保できなくなるというのは当然のことだなというふうに理解できます。今後ますます生徒数が減っていくことが見込まれると思ひますけども、先ほどそれぞれの部活に所属している人数なんかもおし

やっていたけども、例えばサッカーなんかは11人いないと試合に出られなかったりするでしょうし、ほかの団体競技なんかも練習すらできなくなってくるんじゃないかなという心配もしてまして、町に複数の中学校があるんだったら一緒に協力し合って練習したりもできるのかなというふうに思うんですけども、今後、中学校は一つしかないので、今後、練習とか試合の形というのは、どういうふうになっていくと想定されていますか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今現在、スポーツ系で5クラブと吹奏楽部ということで、この今やっている中でもまず男女でやれる競技も実際あります。例えば野球部だとかサッカー部は男女で練習や試合に出れる競技ですけど、あとバレーボール部はそれぞれ女子と男子に分かれているものですから、それは女子チームと男子チームという形になると思います。それとソフトボールについても今のところ女子しか参加できないという競技ですので、その中で生徒は取捨選択しながら運動系でいえば活動しているという状況でございます。

それで、今言った競技の中でも試合やるチームとして成立する数がございまして、そこに満たない部分は現状として訓子府中学校でも今ございまして、例えば、今、先ほど私が答弁申し上げたのは、今年の春時点で3年生もいる時点での人数ですので、実際、1、2年生主体の、俗に言う新人戦と言われているんですけど、そこでは訓子府中学校でも競技によっては他の中学校と合同チームを作りながら参加しているという状況がございまして。そのときは、それぞれの学校での平日はそれぞれの学校で練習をして休日に合同チームとして練習したり試合に出ているという実態ですので、泉議員おっしゃるように、今後少子化が進んで部活動が維持していくことになれば、近隣の中学校なりと合同チームを作りながら練習したり試合を参加するという形になると思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 合同チームでやらざるを得なく、もう既になってきているということですね。これ町内同士の合同チームならいいんですけど、近隣の市町村と一緒にということになると平日はそれぞれの学校で今は練習しているということですが、ゆくゆく何か一緒に練習するようなことになったら、子どもたちの足の確保はどうなるのかなとか、そういう疑問も出てはきますけれども、これからますます少子化が進んでいくと部活の形もそういうふうに変わっていく中で適応していかなければならなくなってくるんだろうなというふうに思って今聞いておりました。ただ、一方では子どもたちがどう思っているのかな。部活の種類とか数とか人数について、子どもたちがどう思っているのかなというところに立ち戻ってみると、例えば何かオリンピックが開催されたりすると目新しい競技に興味をもってやってみたくなるという場合もあるでしょうし、文科系はこれまでも吹奏楽部だけということで、運動のあまり得意じゃない子たちにとっては選択肢がなさすぎるんじゃないかなというふうに思います。文科系であと一つ、二つぐらいできそうな部活はないのかなというふうに私も思いますし、年の近いお母さん方からもそういう声を聞いたりもすることもありました。部活って活動していることを高校入試のアピール材料にもできると思うんですけど、内申書への影響を考えると何かやっておかなければならないなということで、消去法で、これ仕方なくやっているという人も聞いたことがあったりするんですけど、学校の方にはそういう声とかも届いているんじゃないかなとは思いますが、生徒とか保護者からの要望の声というのが届いているんじゃないかと思うんですけど、その辺は教育

委員会の方では把握はしていますか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、部活動が高校入試に内申なりに影響を与えているというお話があったんですけど、その辺は、今、個人票というのか、の中に特に部活動をやるとかやっているというところを書く欄はないそうです。そういうことがあって部活動が高校入試、公立高校の場合ですね、そういうところで影響があるかどうかというのは分からないとこなんですけど、ただ、学校で例えば何々君は例えば野球部の活動をしてたということは書いている可能性はありますので、そのことがどう影響しているかというのは、ちょっと分からない状況でございます。

それと部活動に対する要望が聞こえてるかというお話なんですけど、実際、具体的に中学校にお聞きすると、そういう要望が上がってはきていないそうです実際は。ただ、毎年、学校評価というの取るんですけど、保護者に対しても。その中に一部、具体的ではないですけど、そういう文科系の部活動を作れないのかという要望があったというふうに私どもは聞いているところです。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） あと部活動に参加していない生徒たちにちょっとスポットを当ててみたいと思うんですけど、興味のある部活動が選択肢としてあったなら部活動に入らなかったという子どもが8割、9割いるということで、これは訓子府のアンケートとかじゃないんですけど、もっと広域でのアンケート結果をちょっとのぞいてみたら、そういうふうに出ていたんで、訓子府の子たちももしかして例外じゃないのかなと思ってたんですけど、選択肢が少ないばかりに部活動ができなかったというのは、すごくもったいなくなって思ってた、もちろん全員のやりたい部活を揃えることなんてできないのは分かりますけど、やっぱりもう少し選択肢をとという声も聞くことがありますので、ちょっと将来的に考えてみる余地はあるんじゃないかなと思いました。

ちなみに今回この質問をするにあたって、いろいろ調べていた中で、人気の部活ベスト3が分かりました。第1位テニス部、2位バスケ部、3位卓球部でした。これ訓子府にはどれも残念ながらないんですけど、訓子府は少年団が小学校のころから活動していますので、野球部とかサッカー部に入る子が多いのかな。そういうのが人気があるんだったら、それはそれでいいのかなと思いますけれども、やっぱり生徒たちが求める部活動があるべきだなというふうに思ってた、5年に1回ぐらいでもいいんですけど、生徒たちの声をちょっと拾ってみてほしいなって思っていて、これは中学校に入ってからでは遅いので、小学校の高学年ぐらいを対象に、そんな頻繁じゃなくてもいいとは思いますが、アンケートをとってみたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに、そういう自分がやりたい文科系、運動系も含めて、そういうところに活動できないこと環境があるというのは、その状況はあると思いますけど、ただ、先ほど言ったように中学校の部活動としてやるということになれば、活動する指導者の問題もありますし、先ほど言っているように多くの部活動ということで、例えば少人数ごとに、例えば今、文科系とあれを入れて六つしかないんですけど、そこが10も20もできたときに、それをどう指導していくかという問題。そのために今回、提言されてい

る地域移行、子どもたちがそういう権利を享受するものの環境づくりのために地域移行ということが国が申しているということでございますので、その辺も含めながら教育委員会としては考えていきたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 分かりました。それから、部活動の活動時間についてお聞きしたいんですけども、平日は何時間とか休日は何時間以内とかっていう決めがあるのかなと思うんですけども、訓子府の中学校ではどんなふうに行われているのかを伺います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、中学校の部活動の活動時間についてのお尋ねがございました。学校経営計画の中に、先ほど教育長の回答にもございましたが、部活動の運営計画というのがございます。その中に明記されていまして、平日は2時間、休日は3時間ということで明記をしております。ただし、大会1か月前になりますと、それは練習をする頻度を多くしなければなりませんので、その場合は、ちょっと例外ということですが、基本的には、そのような形で進んでおります。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 分かりました。昔みたいに休日は朝から晩まで部活なんていうことは、じゃあやってはいないということですよね。

それとあと、ニュースでたまに耳にすることもあるので、ちょっとお聞きしておきたいなと思ったんですけど、先生による行き過ぎた指導とか体罰のようなことの報告はこれまでにあるかどうかを伺います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、行き過ぎた指導、それから体罰については、報告はございません。実態としては、ないということで捉えております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 安心しました。それから、顧問の先生について伺いたいんですけども、部活を受け持つ顧問の先生は、その文化とかスポーツに精通した経験者ばかりではないようなこともさっきおっしゃっていたと思うんですけど、例えば、運動部だったら競技経験のない先生が部活を担うこともあるのかということと、あと顧問の先生の配置人数ですね、各部活にどのくらいずつの先生が配置されているのかを伺います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、顧問、部活動の顧問で中学校の先生が経験のある先生が対応しているかどうかということと配置の人数についてのお尋ねがございました。幸い本町についてはですね、経験をされている先生がその部活に配置を、1人は配置がなっております。それから配置人数の関係とも関連ございますが、現在、人数の多さ等々にもよりますが、基本的には複数顧問性をとっております。一つの部活動に2人から3人の顧問の配置をしております。先ほど言いましたそのうちの1人は経験がされているような方が配置されているということでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 先生の人数も限られている中で、たぶん偶然というか、そういう



先生を引っ張ってこられているのかもしれないんですけど、部活にとってはいいことだなと思いますし、これ部活を維持していくのは、大変だなと思いますけど、先生方一生懸命取り組んでくださっていることには、やっぱり頭が下がることだなというふうに思います。

それで、先生方については、働き方改革が今、叫ばれていますけれども、訓子府の中学校でも部活を受け持っている先生方は長時間労働の実態があるのかどうかを伺います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先生の働き方改革の部分で訓子府町としても先生方の働き方のあり方ということで働き方アクションプランというのを作って学校にそれぞれ共有しながら先生の働き方を進めているということで、基本、月45時間、年間で360時間を超えない範囲での時間外ということで示していただいていますけど、どうしても部活動を、基本3時半から、平日で申し上げると5時半までの2時間やるんですけど、3時半から部活動の指導をして、2時間指導した中で、そのあと部活動をやっている先生たちは教材の研究だったり、学習の準備だとかというところがあるので、どうしても時間が、主に部活動をやっている先生の中では、そういうふうに時間外が多くなっているというのが現状だというふうに認識しております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） はい、分かりました。部活動にかかる時間はやっぱり先生方にとっては大きな業務負担となっているというのは訓子府でも同じだということでしょうね。はい、分かりました。それは次の二つ目の地域移行の方の話にも大きく関わってくるのだと思いますので、地域移行の方の話に移りたいと思いますけれども、これまで部活動というのは学校という場所で学校の先生の指導で行うものだというふうに私ぐらいの世代の人は思っているのかなと思うんですけども、これは地域移行によって学校教育の一環ではなくなってしまうということになるのでしょうか。部活動は学校の手を離れるという認識になるのかなと思うんですけども、来年、令和5年から3年間をかけて、まずは休日の部活動を段階的に地域に移行するという方針で推進計画の策定が求められていると思うんですけども、訓子府でもこの推進計画を作ることになっているのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 部活動が学校活動から外れるかどうかということに関しては、あくまで今、スポーツ庁と文化庁が提言として休日の部活動を令和5年度から7年度の間ということでなってますし、先ほど言ったように部活動の位置付けとしては、さっき言ったように教育課程内活動になるんですけど、学校のあれは学習指導要領ということに基づいてやっているということが基本となっています。活動として、その中で部活動も今のところ入れられていますので、すぐに学校外活動になるかどうかということは、まずそういう法的な部分も含めた整理をしてから学校外活動かどうかということは決められていくふうに私たちは認識しているところです。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） この地域移行の話って令和2年ぐらいから出てきた話だったと思うんですけど、これまでにそれについて協議などを行ってきた経緯があるのでしょうか。先ほど答弁でプロジェクト委員会を立ち上げるというお話がありましたけれども、それはもう既に1回か行われているものなのか。そして、そのメンバーはどんなメンバーで行われ

ていくのかということ伺いたと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、移行の中身を町としてもう進めているのだろうかというお尋ねだったかと思えます。この部活移行の経過でございますが、最初は部活動の学校業務としてのうんぬんというような議論からですね、最初は、先ほど部活動の時間のことがあったと思うんですが、平日2時間、休日3時間。先ほどそのときにちょっとお答えしませんでした、休日も週に2回、土曜か日曜の1日、あわせて平日もというようなことで、だんだんと部活動のあり方について、平成29年来から、いろいろ国や地方の議論が進んできて、そういう方針でガイドラインなんかを進められております。現在このような形で今年の6月にスポーツ庁、それから8月に文化庁から、先ほど来、回答にもありましたガイドラインというか指針が出されておまして、それに基づいて現在、北海道教育委員会の方でも、この計画を作っている最中でございます。この計画が出たのち、市町村に対しての、いろんな検討課題等も示されるということもございまして、計画につきましては、今後、来年度以降ですね、進めることになると思えます。

それから、先ほどのプロジェクト委員会ですが、来年設立をして進めるということで、現在、準備をしている最中でして、まだ会議自体は開始をしておりません。先ほど言いました道教委の計画も出された後にですね、本格的に進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） この地域移行なんですけど、提言ということで出されたということなんですけど、必ず進めなければならぬことなんでしょうか。それとも努力義務みたいな感じで言われていることなのか。というのは、この移行がうまくいかなかった場合に休日の部活動ができなくなったり、ゆくゆくは平日の部活動ができなくなったりすることはないのかなっていう心配から聞いております。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） あくまで提言ですので、法的な根拠がないというのが私たちの考えの中で進んでいるところでございまして、そして、先ほど、今、課長が申し上げたように今、北海道の推進計画の案がございまして、その中で地域移行の達成時期という項目があります。そこで休日の部活動から段階的に地域移行を進めることを基本として目標の時期を令和5年とか7年度末を目途として進めることがまず一つと、しかし、条件整備などで実現に時間を要する場合、地域の実情に応じて可能な限り早期に実現を目指すということになっていきますので、こういうことを参酌すると、この期間に絶対やれということではないというふうに私たちは認識しているところでです。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） はい、分かりました。それと受け皿となる指導者のことが心配されているかと思えますけども、人口の多い地域だとたぶん町にクラブチームがあったりとか、民間の事業者がいたりして指導者も確保しやすいと思うんですけども、この辺の小規模な自治体なんかでは、ちょっとなじまないやり方なのかなというふうに私は感じていたんですけど、これ本当に進んでいくのかなって、実現できることなのかなというふうに疑問が湧いてくるんですけど、訓子府の中で部活を請け負ってくれるような指導者が見つかる

らない場合には、どのようになるのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まさしくその辺のどこ、受け皿として、どう訓子府町としてやっていくのかということと指導者の問題というのが大きな課題だというふうに思っております。それで、今、この提言の中にもあるんですけど、例えば、学校の先生が先生の立場ではなくて、いち私人というんですかね、その立場で、例えば休日、部活動をやるという形も方針としては、盛り込まれているところでございまして、俗に言う兼業兼職、公務員がほかのことをやって報酬を得るといった部分の兼業兼職というやり方もあるということで、実際にはそういうことが起こり得る可能性もあるということです。それで、泉議員おっしゃるように、都会的な発想の中で、こういうことが進められている部分と現状として、うちらみたいな小規模の自治体での受け皿なり指導者の確保というのは、本当に大きな問題だって私自身も認識しているところで、例えば地域移行したときに、今は休日の話ですけど、例えば平日、先ほど私、練習時間の話をしたと思うんですけど、例えば今、3時半からやっているものが、指導者が例えば地域移行して指導者が例えば働いているような方であれば、5時半以降でなければ、例えばできないとかという状況になりますので、そういうところを含めた子どものそういう活動時間の問題ということも大きな課題だと思っておりますので、それらの状況を踏まえながら検討してまいりたいというふうに私たちは考えているところです。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） はい、分かりました。そういうふうに自ら受け持ってくれるという先生が現れればというか、そういう先生ばかりとも限らないので、やっぱりちょっと心配は残るんですけども、たぶん訓子府の町で見つからなかったら、人材バンクみたいな感じで広域で募集するようなこともあるのかなというふうに思っていました。こういう訓子府ぐらいの町だったら、たぶん受け皿を探すというよりも行政が主体になってやっていかなきゃいけないことになるんじゃないかなと思いました。オホーツクには先行して地域移行に取り組んでいる自治体もありますが、その実践状況なんかはどのように見ていらっしゃいますか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） この地域移行に関わって北海道教育委員会としてもモデル地区を設けながらやってきたという例があります。その中の一つが管内で言えば紋別市が令和3年度でしたかね、先行してやって、地域移行含めて、地域と話しながら何ができるかというところを模索しながら今やってたというところで、現実的には一部スポーツ系はどうしても難しい状況があったということで、文科系の一部を地域移行しながらやったという、そういう事例の中で私たちは聞いているようなところでございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 紋別のモデルに関しては、新聞に出たりもしていたので、保護者の方も目にしている方がいて、訓子府はどうなるんだろうという心配の声も私のところには届いておりました。保護者の目線でどんなことが心配なのかなって考えてみたときに、まずは費用負担の問題、先ほど答弁でもおっしゃってましたけど、今までは部活動って無料で先生に教えてもらっていた。それが当たり前だと思っていたけれども、地域移行する

ことによって、指導料がかかってきたり、会費という場合もあるでしょうし、あとは保険料がかかってきたり、あとは中学校とは別の場所でやるということも想定されるので、その場合には施設の使用料がかかってきたりという面の費用負担の心配、それから学校以外の場所でやるんだったら、子どもを送り迎えしなければならないという保護者の負担のことも心配だなというふうに思えるんですけども、そのときに町からの支援は何かあるのかなという話になってくるのかなと思うんですけど、今の段階で、この地域移行を進めるにあたって、国とか道からの支援の話は何か出ていますか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、地域移行に伴う費用負担のことについて支援があるのかというご質問だったと思います。

現在、国も移行にあたってですね、提言を示して、モデル事業などをおしてですね、今どういうふうに進んでいくのかとか、どうしたらいいのかということを政策として検討している段階になるかと思っています。私ども教育委員会も他地域も協調しながらですね、道や国にですね、その支援策の要請をしているところがございます。町としてということになりますと、先ほど言いましたプロジェクト委員会なども立ち上げたのちにですね、どのような支援があるのかということを検討していくような形になるかと思っていますのでご理解願います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） はい、分かりました。それから、もう一つ心配なのは、部活動をする中で事故とかけががあったとき、それからトラブルがあったときの対応はどうなるのかなというふうに思います。学校がどの程度、部活動と関与というか、してくれるのか分からないけれども、別の場所で行われているんだったら、それは誰が管理するのか、責任の所在はどこにあるのか、そういうことも心配事としては出てくるんですけど、まだちょっと地域移行の話は進んではいないにしても想定はされているのかなと思うので、一応お答えをいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今までも種々、泉議員がご心配されている課題というのは、私たちがそういう部分で課題として捉えているということをご理解いただきたいというふうに思います。それで今おっしゃったように学校外の部活動での事故やけが、またトラブルなどが発生した場合、その責任がどこにあるかというところ、そこが大きな課題だということも認識しているところなんですけど、ただ、提言の中なり北海道の推進計画の今、案なんですけど、そこを見ると今までやっていた部活動の形をその理念だとかルールだとか、例えば練習時間も含めた部分は、それをしっかり継承しながら地域移行を進めなさいというふうになっていますので、いきなり地域移行を進めるとしても、そこで単独で何かを例えばいろんなことをやっていくということではなくて、基本は今やっている部活動の中身を継承しながら、そこで受け皿として地域移行で受けて、そこを活動としてつなげていくという形になると思いますので、さまざまな問題とか課題はあると思いますが、地域移行を進めるあたりには、それらも課題を整理しながら地域移行というところを検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 心配事は尽きないんですけども、そういうふう到现在ある形をうまく継承してつなげていければなというふうにも私も思いました。当の現場で先生方がどういうふうに思っているかということも大事なところかなと思うんですけども、地域移行によって「長時間労働しなくて済むから安心だわ」って思っている先生もいるかもしれないし「今まで学校でやってきたものを地域に任せるなんて不安だな」って思っている先生もいると思うんですね。熱血タイプの先生はたぶん「自分がやらないで誰がやる」みたいな、そういう先生もいらっしゃると思うんですけども、先ほど教育長おっしゃったように地域移行が進んでも先生が自ら希望すれば、先生ではない別の立場で私人としてですね、それを指導に当たることができるということですね。その専門性のある指導者として報酬を得るのはOKだよということかと思えます。ただ、その先生がいつまでもいてくれるわけでもなくて、転勤して部活を存続できなくなるようでは困るなということ調整の難しいところかと思えます。そんなふうには課題はたくさんありますけれども、地域のこの訓子府の事情に応じた持続可能な仕組みづくりが必要というふうに感じますけれども、最後に今後の部活動の全体的な方向性というか、この地域性も勘案して部活動はどうあるべきかということをお考えを伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 私は教育長になりまして10年過ぎたんですけど、そのときの中学校の部活動の指導者の配置の部分と今の配置、それと管内的な状況をみますと実際上、専門性をもって指導している方が本当に少なくなってきました。そういうところを見ますと、それと少子化の中で学校単位で、先ほど申し上げたように、やっていけないということが近い将来にはもう見えているという状況。そういうことを考えますと、子どもたちがスポーツや文化を親しむ部分が権利を含めた、そういうことを環境づくりのためには地域移行ということも一つの考え方だと私自身は思っていますし、ただ、今、学校活動として、果たして役割が本当に部活動は授業でやっている以外に部活動でやっている役割というのは、本当に大きな役割を担っているということが、これが例えば学校活動からなくなってしまっ、地域移行することによって、さらに学校に負担が大きくなるという可能性もありますので、それをもし地域移行を進めるにあたっては、それらも含めたことを考えながら、やっていかなきゃならないというふうには私自身は思っていますので、泉議員おっしゃるように訓子府の地域の実情に応じた訓子府スタイルの部活のあり方ということをお検討してまいりたいというふうには思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 地域移行はやっぱり目的があって推進していくことになるんですけど、まずは一番大事なのは生徒の安全かなと思って、安全でなければならない。そして、どの子も平等に参加しやすい活動であることは大事かなというふうには思っていて、この地域移行を推進していくのであれば、生徒も保護者も不安のないような形で、今よりもさらにいい活動になっていくことが大事かなというふうには思います。私もそうなんですけど、生徒にとって部活動って青春の大事な1ページになることですから、学校と地域、そして保護者がともに力を合わせて、この町にもっとも合う環境を作っていくってほしいなと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 7番、泉愉美君の質問が終わりました。

ここで午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

次に、8番、谷口武彦君の発言を許します。

谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 8番、谷口です。通告書に従いまして質問させていただきます。

訓子府町特産品とふるさと納税について。

「訓子府町の特産品は何ですか」とよく聞かれることがあります。農産物や加工品、さらには技術など多くの物が本町にはあると思っています。

しかしながら、新しい物を開発や作り出しても販路を広げることの難しさから、二の足を踏んでしまう方も多いと感じています。

ふるさと納税返礼品や学生応援ふるさと小包事業など関わりもあるとは思いますが、これからの取り組みについて、町長に伺います。

1、本町の特産品として、どのようなものがあるのかを把握していますか。また、ふるさと納税での取り扱いは。

2、姉妹町などとの物産品交流や札幌や首都圏などで開催される物産展などに町としての参加や出店希望者への支援をする考えは。

3、今年度のふるさとおもいやり寄付金の現状は。

4、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の現状は。

5、ふるさと納税の本町における課題や今後の新たな取り組みなどの考えは。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「訓子府町特産品とふるさと納税」について、5点の質問をいただきました。

1点目に「本町の特産品として、どのようなものがあるのか把握していますか。また、ふるさと納税での取り扱いは」とのお尋ねがございました。

特産品は、その地域で生産・収穫された農産物や海産物などの特産品があり、さらに、その地域で加工したものや歴史的に生み出されたものなど、多岐にわたっているところでございます。

本町においては、特産物としてメロンや玉ネギ、ジャガイモなどの農産物をメインとして、味噌やうどん、ハチミツなど多くの加工品も本町の特産品として流通しているものと認識しております。

こうした特産品として、ふるさと納税の基準に適合する商品については、事業者の方に声をかけさせていただきながら、返礼品としての登録を増やしてまいりました。

2点目に「姉妹町などとの物産品交流や札幌や首都圏などで開催される物産展などに町としての参加や出店希望者への支援をする考えは」とのお尋ねがございました。

姉妹町などとの物産品交流については、農産物を中心にこれまで継続的に取り組んできており、コロナ禍以前は姉妹町のイベント時期に合わせ、農業者あるいは商工業者の方々を派遣し、町が参加者を打診するような手法で進めてまいりました。

しかし、本年は両商工会の話し合いのもと、物産品の販売を目的に本町の商工会が津野町の産業まつりに参加されました。次年度以降も商工会の継続的な取り組みを期待しているところですが、なにぶん遠方での開催となり、さまざまな経費が発生するものと考えられます。

町の物産品紹介などは「訓子府町産業観光振興協議会」がその役割を担っているため、次年度以降は協議会会計の中で可能な範囲で支援する方向で諮ってまいりたいと考えております。

一方、札幌や首都圏などで開催される物産展に関しましては、札幌圏に特化しますと、行政には年間数件のイベント案内が来ておりますが、それは商工会も同様の状況であると伺っております。

札幌圏ですと消費人口も多く、一定の売り上げが期待されるのですが、物産展に参加するためには、どうしても店を休業せざるを得ないため、出店は難しいと参加を見送られる方が多いのが実態です。

そのような中で参加を希望される店主もおられると思いますが、行政として特定の個人へ支援することは公平性を欠くおそれがありますので、ある程度の複数の商店から委託された物産品のまとまりを町内の店主が代表して物産展で販売し、そこに商工会も連携するとなれば、支援を行うことは比較的容易ではないかと考えております。

その場合の支援についても、前述の協議会事業として実施する取り扱いになると思いますので、まずは、そういった体制整備が必要ではないかと考えております。

3点目に「今年度のふるさとおもいやり寄付金の現状は」とのお尋ねがございました。

本町における今年度4月から11月までの寄付受け入れ実績額は1,895万6千円で前年度同期間の受け入れ実績額1,929万4千円と比較し98.2%となっています。

全国の令和3年度のふるさと納税受け入れ実績額は約8,302億円で、対前年度比で約1.2倍になるなど、依然として増加傾向であることから、本町におきましても、こうした全国的な実績の伸びや本町の寄付受け入れサイトを本年度から新たに2サイト開設したことなどから、寄付受け入れ額の伸びを見込んでいたところでございます。

しかし、今年度においては、物価高騰による農産物の値上げに伴い、寄付金額を増額した返礼品や、6月から8月に本町を襲った豪雨被害によって、一部の農産物が返礼品として出荷できなくなったり、収穫量の見込みが不透明だったことから、返礼品出荷を一時中断したことなどが影響を及ぼし、寄付受け入れ額が伸び悩んでいるのが現状です。

4点目に「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の現状は」とのお尋ねがございました。

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が策定した総合戦略に基づく地方創生事業や地方創生に資する事業で、国の認定を受けた地方公共団体の地域再生計画に対して企業が寄付をすると寄付額の最大9割が法人関係税で軽減されるもので、実質的な企業の負担は1割まで圧縮され、企業は社会貢献によるPR効果、地方公共団体とのパートナーシップ構築や地域資源などを活用した新事業展開が行えるなどのメリットがあるとされています。

本町におきましても、本年5月に内閣府に地域再生計画を提出し、7月に認定され、9月から寄付の受付を開始し、現在まで5社580万円の寄付をいただいております。

寄付の周知は、ホームページへの掲載やふるさとまつりなどの協賛企業に案内をしておりますが、今後もさまざまな手法で周知を図り、より多くの寄付をいただけるよう努めてまいります。

5点目に「ふるさと納税の本町における課題や今後の新たな取り組みなどの考えは」とのお尋ねがございました。

ふるさと納税制度は、生まれた故郷やお世話になった地域、またはこれから応援したい地域に対して、寄付を通じて貢献する仕組みとして導入された制度であります。

しかし、制度本来の趣旨が薄れ、返礼品競争が過熱化したことから、関係法令が改正され、返礼品が地場産品であることや募集経費の上限などの基準が設けられたものの、基準内での自治体間での返礼品競争は続き、人気の海産物や肉などの地場産品を返礼品の目玉とする自治体の寄付受け入れ額が多い傾向にあるのが現実です。

この新たな基準では、募集経費の上限に返礼品の配送料も含まれるため、寄付者が多い関東や関西圏から遠隔地に所在する自治体は返礼品の配送料が高いため、募集経費の上限に影響し、基準内に抑えることが難しく、特に本町においては、比較的安価な農産物が最も人気があることから、配送料が高くなる傾向にあり、基準となっている募集経費の上限への影響が大きいことが課題として挙げられます。

今後につきましては「ふるさと納税制度」の趣旨に沿った運用や寄付者の思いに沿った寄付金の活用を心がけながら、基準となっている募集経費の抑制方法を検討していくとともに、引き続き返礼品の充実を図るなど、町の自主財源の確保や返礼品出品事業者のメリットが一層高まるよう努めてまいります。

以上、お尋ねのありました5点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 今、町長の答弁がありましたが、私、先日ですね、商工会で姉妹町にある津野町に特産品を販売という形で行ってまいりました。その際に感じたことや特産品業者の方々のお話を聞きながら、今回の質問をさせていただきましたが、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、特産品としてですね、さまざまなものを把握してるということで、今、答弁の方いただきましたが、ホームページやパンフレットなどに一部の特産品しか記載されていないんですが、厳選をしてる理由をお聞かせください。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 従来、多くの方が認知されているような特産品というようなことで掲載しておりますけども、まだまだ本町にも特産品、ホームページやパンフレットにも載っていない特産品もございますので、本年度からはもっと特産品を多く掲載するような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ご答弁でちょっと安心しました。ぜひ、うちの商品も載せてほしいという方も多いので、ぜひですね、調べていただいて、訓子府町のパンフレットに載る



商品を選択していただければなと思います。

また、本町には、玉ネギやジャガイモなどの農産物など、多くの特産品があります。ですが、加工品の方が少なく、お土産にするものなどが少ないというためですね、近隣の地域のものを買ってくるということも多いという話を聞いています。例えば長期保存できるような商品を製造するためにも業者に委託したいんですが、初期の開発費が二、三百万かかるので、なかなかできないんだという方もいらっしゃいます。農産物を使った加工品を作るという方ですけども、また、そういった最初の段階の助成、農産物を使った加工品を製造するためのサポートがほしいという声もありますし、また、加工品作成のために農協からとかメロンをいただく可能性もあるということなんですけど、メロンや玉ネギもそうなんですけども、例えばペーストやパウダーにするには、製品をもらっても自分たちで加工しなきゃまずいけないんだと。そういうことがあるので、なかなか二の足を踏んでいる方も多いという話も聞いています。地域活性化チャレンジ事業で上限50万円の補助金というのがあります。お金の支援も求めているという声もありますけども、行政からですね、民間業者へのやる気のサポート、例えば食品加工技術センターを紹介する。知らない方も多いらしいので、そういうところもあるよということを紹介していただけたらと思うんですが、そういった相談窓口はどちらにしたらいいか、今、現状をお知らせください。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） ただいま、谷口議員からご質問のあった加工品へのサポート、そういった部分、過去にも相談の事例とかございまして、基本的に私どもの課は農業者からの相談というのは主なんですけども、それだけということではないので、食品加工技術センターにつきましては、私どもも過去から、例えば駅でやられている夢ミールさんがコロッケを開発したりとか、そういった部分であるとか、シソジュースを復活させるときの部分であるとか、いろいろなご相談を受けて食品加工技術センターにつなぐというようなことはやったことはございます。だから、そういった部分の情報提供はもちろんですし、今おっしゃられたまちづくりの事業で50万円までという上限が決まっていますけども、議員がおっしゃられた部分もよく事情は理解できます。だから、そこら辺はまた今後の検討課題なんだろうけども、チャレンジの度合いによって、かかる費用によって、それで十分な費用なのかという部分は、こちらでもちょっと検討する余地はあるのかなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 食品加工技術センターだけでなく、国や道など、いろいろな支援金もあると思いますので、そういうのも紹介していただきまして、今後、特産品を開発する場合、例えば、大学生や専門家の方など、共同で研究開発を行って、町内の企業や行政が一緒になって、官民学、そういった研究をしながら新しいものを開発するなど、積極的に行ってほしいなと思いますし、それによって新たな名物が誕生できることも大事ではないかと思っておりますので、そのような新しい特産品開発なども町として検討していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

また、札幌のホテルの前や地下歩行空間、それからどさんこプラザ、オータムフェストなど、訓子府町としてのブースを設ける。先ほどの答弁では、なかなか個人に支援は難しいというお話でしたが、例えば、訓子府町という名前を出して行く場合。職員の方も一緒

に行って、例えば、商工会なり、そういう各団体が、組合というか実行委員会などを作れば可能なのか。そういう支援はできるのかというのを伺います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 先ほどの答弁でもご回答したように、そういった対応は可能かと思われま。ただし、商工会にしても、私どもにしても人的問題で、その時期に合わせて本当に人が行けるのかということから、ちょっと整理しなければならないと思いますけども、大体そのイベントの時期というのは、議員もご存じかと思っておりますけども、決まっております。そこに体制を組んで、ある程度、そこに対するイベントに参加するということは可能であるかと思っておりますし、何が重要かと言ったら、やっぱり幅広くうちの特産品を揃えられるかということのも一つはご来店いただける方の興味をいかにして引くのかという部分も企画も合わせて入念な準備も必要かなと思っておりますので、私どもはそういった考えでおります。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 今、出店のお話ございましたけども、その前に官民学での特産品の開発ですとか、そういったことでのお話がございましたけども、その点で申し上げますと、例えば、総務省なり農林省なり経済産業省なりでも、いろんな事業ございます。例えば、総務省で言えば「ローカル10,000プロジェクト」というのがありまして、地域経済の循環創造事業交付金というものでございますけども、例えば、これは地域の金融機関からも融資を受けて、そして、それから国、それから地元、市町村が負担して、その事業を後押しするというもので、上限大体2,500万ぐらいの資金が受けられるというような事業もございまして、そういった各省庁でも、国の方でも事業をもっておりますし、そういったことも活用しながら、そういったものを支援できるのかなと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 今の国などの支援があるということですので、やっぱりでも知らない方も多く、よく耳に聞きますので、ぜひですね、そういうPRをしていただいて、こういうのが使えるんだよということをどんどん出していただいて、相談にのっていただけたらなと思っております。先ほどの話にもありました。今回、姉妹町の津野町に産業祭ですか、行ってまいりまして、大変、特産品を持って行ったんですが好評でした。多くの町民の方にもご購入をいただいております。またですね、津野町のふるさとセンターに商品を提供してきまして、市場調査などをしてほしいということで依頼をしてきましたが、物産展とは違いまして、すぐに商品を姉妹町だからといって置くということにもなかなかならないというのが実は現状でありまして、なかなか本当に厳しいのかなということで、やはり何度も足を運んでですね、手に取ってもらう、知ってもらう、そしてリピーターになってもらうようなことをしなければ、なかなかそういう交流はできないのかなと思っております。ですが、姉妹町ですので、町民の交流、それから子どもたちの交換留学、職員の人事交流など、21年間の歴史があると思っておりますが、今後、物産品や特産品の交流を津野町とどのように考えているのか伺います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今お尋ねのあった部分ですけども、今日の答弁で回答したとおり今までは主に農産品とか、そういった部分を中心に津野町との交流はやってまい

りました。これからは今回商工会さんが行かれたということを引きかけに、いろんなことも含めた特産品を向こうとも交流をしていきたいと考えておりますし、今、議員が言われたとおり、すぐにそういった部分が根付くわけではありません。だから、継続的に先ほどうちの産業観光振興協議会でも別に諮らねばなりませんけども、そういった交流を続けていくために、その経費から幾ばくかの支援ができないものかというような方向性で今後は検討したいと思っておりますし、やっぱりしばらくは継続してみないと、なかなかという部分は確かにあるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ぜひですね、継続していただくことで少しでも、1品でも2品でも、つながっていくようなことができればいいなと思っておりますので、特産品を開発して加工品を作っている業者の方々も少しでも知ってもらえればという気持ちが多いと思いますので、ぜひ続けていっていただいて、検討していただきたいなと思っております。

ふるさと納税につきましては、最後にちょっとまとめてやりたいと思っておりますので、先に企業版のふるさと納税についてお聞きします。

地方公共団体が地方創生のために実施する取り組みに対して企業から寄付を行っていただけのように、平成28年4月に企業版ふるさと納税が創設されたということですが、この制度を活用して企業の皆さまから寄付を募り、訓子府では第2期訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取り組みのさらなる推進を図っていききたいということになっております。答弁では5か所から寄付があったということになっておりますが、ホームページを見ますと寄付の活用事業ですね、この企業がこの寄付をしたので、これに使ってほしいと書いてあると思うんですが、それはですね、寄付をしていただいた企業がこれに使ってほしいということで決めたのか。それとも使い道は町で決定をしたのか。それをまず伺いたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、寄付の使い道ということ、どちらが決定しているかということだったと思うんですけども、寄付をいただくときに、まず申出書ということで申し出いただいております。その中では、聞き取りを行いまして、議員おそらくホームページをご覧になったと思うんですけど、三つの事業というか大まかな事業があって、そこに付随して事業あるんですけど、どちらに希望ですかということは企業の方には確認しております。ただ、今回ですね、5社、今あるということでしたけども、そちらについては「すべて町にお任せします」ということで寄付いただいております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 寄付の周知の方はホームページの掲載やふるさとまつりの協賛企業に案内を出しているということでしたが、これからですね、企業版ふるさと納税ということで、もっとPRしていくためにも何の事業を行っていききたいか、具体的に、こういうのをやりたいから寄付がほしいというふうに出していった方がいいんじゃないのかなと思うところなんですけど、また、数多くある自治体、やっている自治体あると思うんですけど、訓子府町というところを見つけていただくためにも、どのような戦略を立てて進んでいくかを伺います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） まず、具体的に事業、詳しくということでしょうかね、進めたらいいんじゃないかということだったんですけども、ここの地域再生計画というの、先ほど町長の答弁からもありしたように、出すんですけども、その大元になっているのは、まち・ひと・しごと総合戦略という計画で、それをベースにできるだけ広くと言ったらあれなんですけど、広く広げるような格好で地域再生計画は提出いたしました。おそらく限定的にこうやっている自治体もあるかと思うんですけども、確かにそういう事業をやりますとなると集まる可能性は高いかなというのもあるんですけども、まずはうちの方で今回初めて申請しましたので、地域再生計画はまち・ひと・しごとをベースにやっというところでのスタートでした。令和7年3月までの5年間限定の計画なんで、それ以降またあると思うんですけども、とりあえずは令和7年の3月までは、この計画で寄付を募集していきたいということ考えてます。

それと全国数ある自治体で訓子府町を見つけていただくということだったんですけども、正直、全道、今これ全道と管内のあるんですけど、全道でいくと179自治体あって、そのうち認定、この再生計画を出してるのが149あります。管内でいくと18のうち13、訓子府町も含めてですけども13あります。議員おっしゃるとおり、これを訓子府町にどうやって引き込むかということだったんですけども、一般的には、今ホームページとかふるさとまつりの協賛でということ案内出させてるんですけど、この案内ですね、これにユーチューブも入りますし本当は企業秘密で言いたくないとこなんですけど、ふるさとまつりのこの5社のうちですね、ふるさとまつりに協賛している会社へ案内を出させてもらったところきていただいたところがあるんです。それは今までこうやって、先ほど管内とか全道で多くやっているんですけど、わざわざ案内をよこしてきたのは訓子府町だけだということで、お問い合わせがありました。ですので、非常に効果が、直接郵便を出してたんですけども効果が高いのかなと思って、それで新しい企業を発掘していこうかなというのは今考えてます。

それとあと、ふるさと応援セミナー情報交換会ということで企業版ふるさと納税の企業との懇談とかですかね、これが札幌と東京で今年行われました。私は行かせてもらえないで係長が行ってきたんですけど、東京の交換会とかはですね、鈴木知事も行って企業が結構な企業が来てたんですけど、そこでいろいろ話をして、ふるさと納税を寄付をお願いするということでやっています。その会社からですね、何社かもう問い合わせがきて、どうしたらいいですかとかって、事業がどうですかってということをお話をいただいていますので、そんなのも引き続き続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 秘密を言ってしまっって大丈夫かなというところもあったんですけども、ぜひですね、そういう取り組みによって、いろいろな企業が増えていくんだなということで、これからもどんどん広めていっていただきたいと思っておりますし、ホームページとかいろいろ見ると本当に有名な大きな、この5社の企業の方は本当にありがたい5社の企業の方ですが、全国的に日本的にも有名な企業もいろんな市町村に寄付してるのを見ますので、そういったところもですね、ぜひ訓子府に目を付けていただけるような戦略を立てていただきたいなと思っております。

次にですね、ふるさと納税の謝礼品に入りたいと思います。

取扱業者の方がご意見を聞いたんですが、少し交えていきたいと思います。ちょっと要望も入っていると思いますが、訓子府町のふるさと納税はピンポイントで訓子府町を検索しないと出てこない。例えばアイスクリームなど商品のカテゴリで調べても訓子府町のアイスクリームや例えぼうどんでも出てこないというところも「何か検索するためのヒットするような方法もとってほしいな」というところを言われております。また、ご意見では「寄付金の金額が増えているが、うちの注文は増えないんだよね」とちょっと言われたところもあるんで、そこはちょっといろいろお互いに考えていかなきゃいけないのかなというところはあります。また「パソコンの操作が苦手なので、補助をしてくれると助かる」とか「他の自治体はふるさと納税の担当者をつけているところもあるので、そういった人たちがフォローしてくれる」という話も聞きました。

町ではですね、新しいサイトを2社増やしたということをお答えいただきましたが、増やしたことでどのくらい効果があったか。お聞かせください。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 先ほど回答いたしましたけども、今年度、豪雨等の影響を受けたりとか、そんなことで農産物のほうがちょっと安定的に返礼品に出せなかったということと、それから農産物の価格が上がったということ。そんなこともあって当初見込みよりも寄付金の受け入れ実績が少ない状況になっております。ただ、金額で申し上げますと約33万ぐらいですね、それぐらいなんですけど、そこにおさまっているのは、サイトを増やしたことによるものなのかなと。サイトごとのちょっと数字、今、拾ってませんが、サイト数が、人気のある例えば楽天さんとか、そういったサイトを増やしたことが今の寄付金の実績につながっているのかなというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） サイトが増えたことで、やっぱり一つより四つあったほうがいいのかと思うので、いいところはチョイスしていかなければいけないと思うんですけども、できる限り間口は広げていただければ、少しでも広がっていくのかなと思います。

また、地域が抱えている課題に対して自治体と民間企業が協力し解決を目指す協定である包括連携協定、民間業者とですね、連携したさまざまな取り組み、事業を行ってくれるそうなんですけど、ふるさと納税に対しても、そちらもいろいろPRしてくれるところもあるそうなんです。そんな連携を促進する考えなどはあるのかを伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 民間と連携してということでしょうか。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 包括連携協定です。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） ちょっとその辺、認識不足で申し訳ございません。回答ちょっと控えさせていただきます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 分かりました。後ほどよろしくお願いたします。返礼品の中にはほかにもですね、以前、牛肉のサーロインステーキだったと思うんですけど、あったと

思います。取扱店舗がなくなってしまったということで、やめざるを得なかったと思いますが、ほかの店舗に働きかけはしたこととか、なくなる時にほかの店舗に働きかけをして肉をやってほしいという話があったのか。また、最初の方ですが、ポイントでいけば5ポイントほどで交換できるような商品も、余ったポイントを使うような、そういう商品を出してくれという話もあったんですが、最近ちょっとそれも要項が変わったと思うので、なくなってしまっていると思います。また、なくなっているので送料等がいろいろ課題になっていると先ほどありましたし、沖縄県が外れたというところもそのせいなのかなと思いますので、そういった要因は、そんな感じなのか、牛肉がなくなった話、それから低いポイントの交換の話、それから送料の課題などを伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 牛肉に関しましては、物が仕入れできないというようなことで話を伺っております。

それから、沖縄県を外したというのは、農産物の送料で申し上げますと、沖縄県に送付した場合ですね、物とほぼ同額ぐらいの金額がかかってしまうということで、募集経費が非常に高額になってしまうというようなことで沖縄県については外して、そして全体の募集経費、それを5割以内に収めようということで、若干5割を超えている部分はあるんですけども、そんなような工夫をしたところでございます。

ポイントについては、ちょっと後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 訓子府町のふるさと納税の返礼品に対して、いろいろ特産品も物産品もあると思いますが、訓子府町の旅行などの分野を返礼品としてできないか。農業体験や酪農体験なども行ってもらうなど、病気の問題などもあって、なかなか畑に入れないという方、断る方もいると思うんですが、例えば玉ネギの収穫の一連の流れを見るだけでも大きな観光になるのかなと思います。そういった感じで訓子府町に来ていただいた、そして帰りに特産品をお土産に渡す。そういったツアーなども考え、トータル的な訓子府の魅力発信を宿泊者の特産品のお礼なども含めた中で新たな返礼品の可能性はないのか。考えてはいるのか伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 返礼品について、そういう特産品などの物だけでなく、事ということも、例えば、現在やっていますお墓の清掃なんかも含めましてですね、そういったことも含めて、今後考えてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ぜひ、そういう分野もですね、考えていただきたいなと思います。また、ふるさとおもしろ寄付金、企業版ふるさと納税として金額が増えていると思うんですけども、その反面ですね、訓子府の町民や町内の企業が他の自治体へ寄付をするということもあると思います。その場合ですね、例えば町内の納税分が他の地域へ納税になってしまって、逆転の問題はないのか。今いろいろなところに寄付をするという話も増えておりますので、その金額の差などは把握しているかどうかを伺います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 訓子府町民の方が他市町村への寄付といたしますか、している部

分でございますけども、件数にして105件、寄付額で743万3,500円。町民税からの控除額で申し上げますと320万889円となっております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） これからです、そんなところもあるかもしれないので、ぜひですね、訓子府町の方が他の地域に寄付するのも大事だと思いますので、訓子府の寄付金がそれより少なくならないようにですね、訓子府町をPRしていただきたいと思ひますし、対象事業などを理解していただいて、訓子府町に寄付、企業版でもいいですし、どんどん寄付をしていただくことをしていただきたいと思ひます。まちの一番の広告塔であります町長、あと4か月というお話もありますが、ぜひですね、大手企業の方の皆さんに心に響くような取り組みを行っていただきたいと思ひますし、町長がこれからPRをしていただきたいと思ひますが、そのお考えをお聞きします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） これからも期待に応えていきたいというふうに思ひます。私自身が町長になったときに、まだ、ふるさと納税制度というのはありませんでした。長野県の泰阜村の松島村長から知恵をいただいて、その前にこの制度を始めたのが訓子府町の開始でありますけども、思ったような成果は上がりませんでした。心の中でちょっと気になっているのは、よそ様に払わなきゃならない税金をうちで払ってもらおうということが本当にいいんだろうかというのがありました。過激なやっばり競争社会に入ってきて、もうとにかく海産物等々含めてですね、何十億というふうな税金をもらっている自治体もあるのも実態ですから、しかし、そうは言っても大事な歳入財源だということは、おおせのとおりであります。ただ、私の町で言うと関係課だけが知ってるけども、町全体、庁舎全体での協議をしたことがない。これはサイトの問題も含めて、物を出す品目の問題、こういったことを全課でやっばりやれるような状況を作って、担当課が力量を発揮すると。状況によっては専門の職員を配置するというを既にやっている土幌町だとか何かありますけども、上土幌だとかありますけども、そういったことも学びながら、これからやっていかなきゃならないなど。職員一人一人が、あるいは皆さん一人一人がやっばり宣伝マンとしてやる時代に入ってきているんじゃないかなと思ひますので、心してこれからも頑張りたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ぜひですね、広告塔として頑張りたいと思ひます。

では、次の質問に入りたいと思ひます。

訓子府高校の振興策について。

訓子府高校は今年度23名の入学者があり、公立高等学校配置計画案の対象にはなっておりません。

喜ばしいことであり、教育委員会、教職員やPTAの皆さんなど関係者のご努力に頭が下がります。

しかし、今後の入学者数により、どのような状況になるか分からない現状です。

道立学校でありますので、全て町が支援することにはなりません、これからの振興策の考えを町長と教育長に伺います。

1、存続対策として行っている魅力化プロジェクト委員会ですが、本年度の主な活動は。

2、訓子府高等学校教育振興会議において、通学困難区域支援対策事業を行いました、それ以外に予定している存続対策としての取り組みは。

3、新入生確保に向けて、これから町としてできることや課題をどう考えますか。

以上です。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「訓子府高校の振興策について」3点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目に「存続対策として行っている魅力化プロジェクト委員会ですが、本年度の主な活動は」についてのお尋ねがございました。

訓子府高校魅力化プロジェクト委員会は、昨年3月に訓子府高校の応援団として、高校同窓会やPTA、町内の小中学校のPTA、事業所、教育関係者などで構成する委員会を設立し「地域にとっての高校の魅力化」「生徒や保護者にとっての魅力化」「PR・情報発信」の視点に基づきながら、訓子府高校の魅力化づくりについて意見交換や協議を行ってきたところです。

本年度の活動といたしましては、8月に会議を開催し、オホーツク中学区高校配置計画の内容、令和4年度の訓子府高校魅力化づくりの取り組み、訓子府高校の生徒・保護者アンケートの結果について情報交換をし「訓子府高校の情報発信」と「訓子府高校の今後の魅力化」について委員との意見交換を行ったところです。

委員からは「訓子府高校を知ってもらい情報発信の大切さ」「他の高校との差別化」「通学困難区域への通学バス運行の効果」どの意見がありました。学校応援団である訓子府高校魅力化プロジェクト委員会のご意見や要望を参考にしながら、訓子府高校の特色ある学校づくりを支援するよう努めてまいります。

2点目の「訓子府高等学校教育振興会議において、通学困難区域支援対策事業を行いました、それ以外に予定している存続対策としての取り組みは」と3点目の「新入生確保に向けての、これから町としてできることや課題をどう考えますか」については、関連がありますので、まとめてお答えをいたします。

訓子府高校の入学者確保対策として行った情報発信や経済面・学習面での支援の充実に加えて、新たに実施した通学困難区域である北見市西側地域への通学バス運行やタブレット端末購入への助成などにより、訓子府高校の魅力が広がり、本年度の訓子府高校の入学者増につながったと考えております。

これからの入学者確保対策としては、生徒や保護者、学校関係などの進学に対するニーズや要望、訓子府高校への役割として期待するものなどを把握することが大切なことから、訓子府高校の生徒および保護者に対してのアンケートと例年行っている近隣市町中学校訪問を実施いたしました。

訓子府高校の生徒および保護者へのアンケート結果の中では、進学先を訓子府高校に決めた理由として「訓子府町からの11の支援」「きめ細やかな学習・進路指導」「通学環境」などがポイントとなっております。

加えて、訓子府高校が魅力的でより持続可能な高校となるために必要な支援については「通学支援の充実」「情報発信の充実」「訓子府町からの11の支援の充実」が挙げられております。



また、教育委員会と訓子府高校と一緒に近隣市町中学校へ夏と秋の2回行った中学校訪問では、訓子府高校の魅力としては「多様な生徒の受け皿として一人一人に応じたきめ細やかな支援」「就職・進学先などの出口の保障」「町からの手厚い支援」「通学困難区域である北見市西側地域への通学バス運行」などが高い評価でありました。

このような生徒や保護者、学校関係者の訓子府高校への意見やニーズなどを踏まえながら、これからも入学者確保対策として「情報発信の充実」「多様な生徒への支援」「きめ細やかな進路支援」「町からの支援の充実」など、生徒や保護者の心に響く多面的な支援を行い、訓子府高校・訓子府高校魅力化プロジェクト委員会・PTA・関係団体などと連携を図りながら訓子府高校の振興・存続に向けた取り組みを進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 今、ご答弁いただきましたけど、道立高校である訓子府高等学校ですので、地元の高校でありますけど、町立ではないため、全て町から支援というわけにはいきません。存続のために、さまざまな事業を行っていると思いますが、存続対策の11の支援、町からの支援ですね。私が最初に高校の質問をした4年前には8つの支援でした。1年に一つずつ増えたのかなと思いますし、生徒や保護者の皆さんには大変喜ばれている支援だと思います。いろいろな支援を行ってアンケートもとったということで、いろいろこんなことをしてくれるから訓子府高校に来たいという声もたくさん多いと思いますが、ここ数年ですね、訓子府高校の入学者は道教委の基準でもあります20名を超えた次の年、なぜかというか20名を切るという事態が毎年続いているのかなというところが、ちょっと感じているところがございますので、ぜひ毎年ですね、最低でも20名を超えるような取り組みを行ってほしいと思いますし、PTAの皆さんのお話を聞かせていただきますと、今の学校のよい雰囲気やロコミで広げるのも大事ですが、もう少しPRをしてほしいという声もあります。例えば新聞やフリーペーパーなどで扱われる記事が他の高校よりも少ないんじゃないかという声も聞こえますし、それらを含めたPR、広告、それから学校の看板、電柱に広告を出すなどの方法もあると思いますが、それらの支援などを考えているのか。今後どのような訓高をPRするための支援を考えているのかをあれば伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、お答えしましたように、保護者や生徒、ならびに教育関係者という学校関係者からも情報発信の充実ということが挙げられているということがあります。谷口議員おっしゃったように今時点では特にチラシとかポスター、そして学校のホームページ、それと伝書鳩への広告、そういうことをやっていますけど、そういうところで言うと、ある程度、限定された形になっていますので、それをよく知ってもらうためには、プロジェクト委員会の中でも、例えば、今、状況の中ではSNSを活用したような情報発信だとか、そういうことも必要なんではないかというご意見もいただいておりますので、今後、先ほどご答弁申し上げたように、そこは今後、広げていくような、訓子府高校を知ってもらうという意味では、そういうことも有効に活用しながら検討してまいりたい

というふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ぜひですね、町でできる範囲でいいのでPRをしていただきたいと思います。

また、通学支援の充実というお話もありました。例えば、西地区の入学者が増える場合、今使っているジャンボハイヤーですか、ですと今ネップバスという話を聞いたんですけども、その数がですね、1台じゃ足りないんじゃないかという話もあると思います。その場合ですね、今後、新たなバス、ジャンボハイヤーを配置するのか、また違う方法を考えるのか。そのようなお考えがあるのかを伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 現在、西側地域への通学バスの関係についてのご質問だったかと思います。人数が増えれば増便するのか、それとも何か別の手段を考えるのかという内容だったかと思います。来年度予算のこともありますので、ここでは明確にはお答えはできない部分がありますが、人数が増えればですね、昨年来からやっていることですので、効果的に進むのは、これからの受験生にあたるのかなということは各学校回ってても感じているところです。増える要素があればですね、もう1台増やすような形でですね、予算要望等をしていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） あまり時間がないので、少し端折って質問していきますけども、質問というか提案なんですけど、例えば、訓子府学の延長として、今後ですね、作った野菜などをこども園などと連携をしながら販売を行う。それからですね、大学に入学する生徒も今年も出ているということですので、地元中学校にでもPRをしていただきたいと思いますし、また、入学時に、先日防災訓練等で配ったと思うんですけど、防災グッズや保存用のパンなどを渡してですね、それは3年間学校で預かってもらって卒業式に渡すとか、そのような、ちょっと細かいことですが、そのような違った取り組みもあるのかなと思っています。また、先日の仁木議員の質問の中にもあった放課後のスペースということで、農業交流センターですが、バス待ちをする訓子府高校の生徒も大変多いです。例えば、そちらに椅子やテーブル、Wi-Fiの環境を設置するなどして小学校、中学校の生徒も一緒に使うような施設ですので、そちらの方も検討していただければと思います。また、道立高校なので難しいかもしれませんが、精神的なサポートとしてスクールカウンセラーですか、なども町でも設置できるようなことがあればいいのかなと思っていますし、小中学校のつながりの中で、そのようなこともできればいいかなと思っていますが、ご検討願えればと思いますが、教育長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 訓子府高校の魅力化について、谷口議員から数多くのご提案あったところでございますけど、先ほど答弁したように、生徒や保護者にとって、何がこう効果的とか心に響く施策なのかというところがやっぱり日々考えながら、教育委員会と高校と情報を共有しながらやっているというところですので、その辺のとこを時代の社会情勢とか、そういうところもありますし、そこを踏まえながら、いろんな施策を取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、環境整備という部分で申し上げますと、今、農業交流センターのお話もありましたけど、そういう学校外の活動の中でどう生徒が訓子府高校の魅力の発信というところであれば、例えば、他の高校とどう違いを出せるかということにもかかっているというふうに思いますので、そこはできるかどうかは分かりませんが、一例として、参考としてお聞きしておきたいと思います。

また、カウンセラーの問題ですけど、實際上さまざまな悩みを抱えている生徒がいることと思います。その中でどうそこを支援していくかということを申し上げますと、カウンセラーを配置するだけじゃそういう支援ではございませんので、いろんな情報共有を持ちながら、今も訓子府高校といろんなことをやっていますので、訓子府教育委員会としてできることは支援してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 道立高校ですので、なかなか難しいところもあると思いますが、学校との連携を図ってやっていただきたいと思っておりますし、最後に町長に伺います。今期で勇退を発表されておりますが、まだまだ訓子府高校に対してやり残したこともあったのではないかと思います。16年間、町長として関わってきた地元高校への今の気持ち、これからどうなってほしいか。どうすべきかなど、思いを残り時間全て使ってかまいませんので、聞かせてください。よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） ちょっと、お待ちください。先ほど質問の残りがありましたので、その答弁を先に進めさせていただきます。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 先ほど、ふるさと納税の関連でお答えがちょっとご用意できなかった部分に対して先に。

まず、低いポイントでの交換の部分なんですけども、5ポイント、2千円相当の返礼品については、今、1品あるのが現状です。だから、ないということではなくて、低い金額の返礼品の選定についても今後ちょっと検討してまいりたいと考えております。

あと二つのサイトの効果はという部分のご質問がありました。

楽天とふるなびで、それぞれ楽天で148万円の実績が現在までであります。ふるなびは51万円の実績。ただし、答弁で回答したとおり、まだこの1年が終わっておりません。副町長の説明で33万円ほどまだ1年前と比べて足りてない部分もありますけども、この二つのサイトの効果というのは、1年を検証してみないと分からないですけども、一定の効果は認められるんでないかと思っております。

もう一つ、送料の部分でしたけども、はっきり申しまして、今のところ送料の課題に対応するという部分はちょっと町としても見出しておりません。返礼品の3割以内の中で、いかにやっぱり事業者と調整が必要なんですけども、送料分をいかにみるか。返礼品のウエイトの割合を落とすかとか、そのあたりの検討を今後ちょっと進めて送料の問題には対応していきたいと思っております。

最後に、企業との協定の話だったんですけども、あくまでも企業版ふるさと納税が先にあるんじゃないかと、例を挙げますと災害とかの協力とかである民間と協定を結んだならば、そういったところにふるさと納税の企業版の部分の話を持ち掛けていくかというようなことが一般的かと思っておりますので、そういった形で話をもってまいりたいと思っております。

もう一つ、今の教育部門の話ですけれども、農業交流センターは、今、役場の施設なんですけど、電話回線が一切ございません。なので、今、商工会さんに管理委託をお願いしておりますので、先ほどのW i - F i の話につきましては、商工会さんとちょっとお話をしながら検討できる部分はやってまいりたいと思います。そこはちょっとまだ確約できませんけども、そんな形でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 残り3分になってしまいました。3市15町村の市町村長で道教委に一番物申すのは私でした。誰に聞いてもそう言われると思います。私は最後に言ったのは、道立の高校の募集停止をする際には、必ずその町、そして教育委員会の合意をなくしては、道教委が一方的になくすことはならないということをこの間も言いました。それは、まさに訓子府高校を例にとってみても、戦後一貫して訓子府町が道立高校に支援してきたという歴史は歪めないわけですから、勝手に規模と人数だけで募集停止ということのやり方はもうそろそろやめた方がいいんでないかと。町長の仕事というのは、やっぱり募集のもちろんそれはもう教育長や学校がもう賢明にやっていますから、新しいものはどんどん取り入れていただきながら、私はやっぱり政治的に道教委は市町村教育長たちに対してもやっぱり発信していくということを大事にしていかなければならない。すなわち、1自治体に1高校というのは、もうずっと言っておりますけれども、これの趣旨を訴え続けていきたい。今やっと訓子府高校のOB会も少し動き出してきたようですけれども、とにかくまちぐるみの総がかりでいろんなアイデアを出し合いながら運動を展開していくということではないかなと思っていますので、やめてもやっていきますから。よろしくお願ひします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 時間になってしまったんですが、以上で、これからですね、本当に訓子府高校を本当に町民の皆さんで支えていきたいなと思いますので、皆さんのお力をお貸しいただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 8番、谷口武彦君の質問が終わりました。

ここで午後3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 2分

再開 午後 3時10分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ、これを延長いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

次に、9番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○9番(工藤弘喜君) 9番、工藤です。ただいまから、一般質問の通告書に従いまして、一般質問をしていきたいと思っております。今回は2点あります。

まず、1点目です。インボイス制度実施による町の事業等への影響はということであり  
ます。

来年10月1日から消費税のインボイス制度が実施されます。今年3月の総務省による都道府県等に対するインボイス制度に対する準備状況調査によれば、制度に対する理解が不十分と思われるものが相当数見られたという結果が出ております。

国と地方自治体の一般会計には消費税納税免除の特例がありますが、水道事業会計など特別会計は特例の対象にはなっておりません。

よって、次の点について、お伺いをいたします。

1番目ですが、水道事業会計や下水道事業特別会計において、インボイスの登録申請が必要とならないか。

インボイスの実施により町内事業者などへの影響は発生しないか。

二つ目でありますが、町の事業ではありませんが、高齢者勤労センターへの影響をどのように捉えているか、お伺いします。

三つ目でありますがけれども、学校給食食材購入での影響はないか。

この3点について、お答えをいただきたいと思えます。町長、教育長にお願いをいたします。

○議長(須河 徹君) 町長。

○町長(菊池一春君) ただいま「インボイス制度実施による町の事業等への影響」について、3点のお尋ねをいただきました。教育長へのお尋ねもありますが、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「水道事業・下水道事業特別会計におけるインボイスの登録申請の要否」についてのお尋ねがありました。

令和5年10月1日より「適格請求書等保存方式」いわゆるインボイス制度が導入されることとなっております。

この制度は、令和元年の軽減税率の導入により消費税が複数税率になったことが起因となり、課税業者が仕入税額控除を行う際の要件として適格請求書等の保存が必要になりました。インボイスの発行ができる事業者、いわゆる適格請求書発行事業者とは、課税事業者のみで税務署の登録を受けた者とされており、仕入税額控除を行う相手からの交付要請に応じインボイスを交付する義務があります。

上下水道事業は、消費税の申告義務のある課税業者であるため、当該会計がインボイス制度に対応しない場合、同会計との取引相手は課税仕入れについて仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税の納税負担額が増加することが想定されることから、当該会計において、適格請求書発行事業者として管轄税務署に登録申請を行い、既に登録番号の交付を受けているところです。

次に「インボイス実施による町内事業者などへの影響は発生しないか」とのお尋ねがありました。

買い手側の側面で申し上げますと水道事業会計・下水道事業特別会計は、消費税の申告

義務のある課税業者であるため、インボイス制度導入後において、当該会計との取引については、インボイスの発行をお願いすることとなり、町内課税業者については、インボイス登録申請事務などの手続きが必要になるため、町内課税業者には申請期間までに登録申請を行っていただけるように周知を図ってまいります。

一方、インボイスを発行できない免税事業者等との課税取引については、取引自体が敬遠され、結果として免税事業者の経営悪化により事業継続が困難になることへの懸念があることも認識しておりますが、インボイス制度実施後も町内免税事業者との取引においては、仕入税額控除6年間の経過措置が設けられていることから、適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れについて一様に取引を排除することがないように、当会計の経営状況や取引事例など現状に鑑み対応していきたいと考えております。

2点目に「町の事業ではないが、高齢者勤労センターへの影響はどのように捉えているか」とのお尋ねがございました。

現在の消費税は、小規模事業者への配慮として年間課税売上額が1千万円以下の事業者は納税義務が免除されており、高齢者勤労センターの会員は免税対象の個人事業主として仕事をしています。令和5年10月から導入されるインボイス制度では、免税事業者である会員はインボイス発行事業者の登録義務がないことから、高齢者勤労センターは会員への配分金にかかる消費税分が仕入税額控除の対象とならないため、消費税の納税額が増えることになり、高齢者勤労センターの運営に大きな影響を及ぼすことになるものと認識しています。

しかしながら、国では会員の契約形態を見直すことで、高齢者勤労センターへの新たな税負担が発生しない方向で検討しているとのことですので、結果を注視していきたいと考えます。

3点目に「学校給食食材購入での影響はないか」についてのお尋ねがございました。学校給食センターの食材は、令和3年度実績で約2,500万円分を町内12、町外12、合計24業者から購入しております。

町内業者については、精肉や魚、野菜、米、加工品、みそなどで購入金額の51%、町外業者については、油や調味料、牛乳、麺、パン、缶詰、デザート類などで購入金額の49%となっております。

これらの業者が、消費税の課税事業者か免税業者かは分かりませんが、インボイス制度が導入されると、免税事業者への影響があることも予想される中、学校給食の食材購入への影響がどのようなものになるかは現時点では把握が難しいことから、これからの状況を見極めながら対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） それでは、何点かについてだけ再質問をすることにしたいと思います。

まず先に、このインボイス制度そのものについては、先ほどの最初のことでも言っていますように、なかなか全国的に見ても、この制度の内容がまだまだ十分多くの国民、あるいは事業者の方に浸透していないという問題もありますし、もっと言えば、各地方自治体、

いわゆるそういうところのことも、そこら辺も多くのところで、まだまだ実際のやりとりを含めて、一体どうなるのかというものが、まだまだ十分な理解に至っていないということでもあります。そういう中で今回こういう質問をしていくんですけども、私自身も、なかなかこのインボイスの問題、今求められている、農業者として、JAの方からも含めて、あるいは各生産共同利用組合組織の中からも当然このインボイスの問題が今、起き上がって、できれば本当に、これは期限としては、10月1日から制度の実施が始まりますけれども、いわゆる国の方では来年の3月の末までには、何とかこの登録を済ませてほしいということになっておりまして、結構あたふたとしている状況になっております。その中で今日このように各自治体におけるインボイスへの影響というのは、やっぱりこれなかなか分かりづらいでありますけれども、分かりづらい中での質問にもなりますことをお許し願いたいんでありますけれども、ちょっとお聞きしたいことが何点かありまして、今していることとなります。それで、私自身として、このインボイスの問題で一番やっぱり考えなきゃいけないのは、最大の問題というのは、これまで非課税業者としてなっておりました業者の方が非課税業者では、なかなかやっていけないことになると。そこが大きな課題になってくるんでないかなというのが私の捉え方です。そこら辺に今回のこのインボイス制度の問題の大きな要点があるような気がしております。それが各自治体の取引の中で、こういうことが起きるといことは、民間の取引以上に、これはやっぱり影響というか、その町の、それぞれの業者さんも含めた中に影響というか、経営の問題を含めて、困難を強いることになりはしないかという心配があるということで、ちょっと今、質問していきたいと思っております。

まず、はじめに、最初にこの水道事業会計、あるいは下水道事業特別会計について、質問いたしまして、その回答がありました。いわゆる自治体において、一般会計においては、この消費税のやりとりというのはないんですが、いわゆる特別会計では、出てくるといことが言われております。それは、この回答の中にもありますように、特に大きな面であれば水道事業会計もあると。その中で、まず質問なんですが、登録をしているということではありますが、同時に、例えば訓子府もそうなんですが、水道事業会計として仕入税額控除をするために工事の受注業者、これは入札をやっていくところはそれなりの課税業者ではないかなというふうに思いますけれども、随時で、もし何かこう小さな漏水があったとか、水道管なんかこう移設をしたいとか、そういう小規模な事業者の方に工事を受注したときに、そのときに、この業者の方が消費税免税の業者だった場合の対応というのは、どのように考えておられるのか。これも回答の中でもありますけれども、再度ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） ただいま、小規模事業者への発注の関係で質問をいただきました。実績で申しますと昨年、令和3年度の実績で課税取引となる工事自体を受注している業者、その中で法人格をとって既に法人格の番号をいただいている業者というリストが国税庁のホームページに載っています。その中で、うちの方でリストアップかけて、その事業者がインボイスをとっているか、とっていないかというのを今、確認している最中です。その業者がインボイスをとれば、何ら取引というのはスムーズにいくと思います。仮にインボイスをとらなかった場合という形になるんですけども、その内容だとか工事の

受注額等々ももちろん一企業としては経営状況も考えながらという形でみていかなきゃいけないんですけども、当面は経過措置というのがありますして、仕入税額控除に対して80%だとか、3年後には50%という経過措置がありますので、一様に工事を発注しないという形にはならないかなというふうに現場サイドでは考えています。

以上です。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 経過措置があるというのは、当然この制度の中では言われておりますので、このインボイスに関して6年間でしたか、その中で経過措置をとりながら免税業者に対しては課税仕入れについて、排除がないようにしていきたいというふうなのは聞いておりますけれども、いずれにしても、でも、今までとは違って、いわゆる非課税ではありませんから、そういう扱いにはならないということはありますよね。どのぐらいの割合が認められるかは別にして、そういうことにはなりますよね。ちょっとそれを確認したいんですが。

○議長（須河 徹君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 先ほども言いましたけども、例えば、漏水であれば、急がなければいけないという緊急性がありますので、課税かどうかなんていうことを判断してる場合ではないかと思えます。仮にそれが免税業者との契約ってなれば、先ほども言いましたけども、うちはそういう形で考えるしかないのかなというふうに思ってます。この先どういう形になるかというのが国の方もまだ示されてないんで、その辺の動向は今後とも注視していきたいと考えています。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 問題なのはやはり、この経過措置も含めてなんですが、経過措置をとりながらでも、これは最終的には課税業者になってもらうような仕組みの一定の段階だと思うんですが、仮に経過措置をとりながら、その中の対応をしても今までとはちょっとやっぱり違うというのは、明らかに税負担の問題も含めて出てくるような中身になっていくのかなというふうに思いますが、そこら辺で町として事業を発注する側として、そこら辺の、いわゆる考慮もしながら、何て言うんですか、事業費をみていくというようなことにもなりかねないのかなというふうにも思いますが、その辺はこれからの経過措置の内容がさらに詰まった時点でぜひ非課税業者の方に負担にならないようなことをぜひなんとかこの町でできる範囲で、やっぱりやっていかなきゃいけないんでないかなというふうには思っておりますので、ちょっと検討していただきたいなというふうに思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） もちろん上下水道課としましては、インボイスをとってもらうような形では周知なり、指導なりはしていきたいなと思っておりますけども、インボイス自体をとるのは、あくまでも事業者の判断という形になってますので、その辺は十分に考慮しながら対応していきたいと考えてます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） そういった地元の小さな業者をやっぱりちゃんとかう、普段はやっぱり一番お世話に、急ぐ場合が一番お世話にならなきゃいけない事業者でもありますの



で、そういう点はぜひ十分な対応をお願いをして今後に向けて行っていただきたいというふうに思っております。

それともう一つ、例えば、水道の水を使わずということになれば、町内にある飲食業の方から、いわゆる仕入税額控除をしたいということで、それを求められる場合がありますけれども、そういうことの備えも当然されるということでもよろしいのでしょうか。各事業所がいわゆる水道水を使う場合には当然そういうこともあり得るということで、それに対応する事務手続き的なことは大丈夫かなということで、よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） まず、水道課の方としましては、昨年、3年の9月からこのインボイス制度に関して研修なり、いろいろ講習なりを受けてきています。その中で今年、令和4年11月分の検針票自体にインボイスの番号を付して適格請求書の事項、6項目あるんですけども、その部分は記載済みです。それがインボイスの請求書という位置付けになりますので、仕入税額控除を受けるときには、そういう書類が適正に出れば問題なく対応になるかと思えます。また、請求書、別の請求書になるんですけども、そういう部分についても今後、記載すべき事項、6項目を記載して請求するという形になりますので、おそらく税務署等でも問題なく対応されるかと思えます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 分かりました。もう既に請求書になるようなものが印刷されているという、出来上がっているということで分かりました。それが準備されているのかどうかということ、ちょっと今、質問してみたところであります。分かりました。ありがとうございます。

次のことなんですが、高齢者勤労センターへの影響の問題です。

これは全国的にみても非常にこれ大変な事態になっておりまして、いわゆるその会員の方たちが委託を受けてやった場合にひとり親方のような事業主になるということで、そこで報酬をいただいている訳ですけども、当然、金額的には、そんな大きな1千万円を超えるだけの、いわゆる課税業者に元々なるだけのものにはなっていないのが普通でありまして、本当にごくわずかな、いわゆる年金のいくらかの足しにしたいとか、そういう思いで勤労者センターで働いている方たちが、今回このインボイス制度の問題でいくと、例えば、事業者、いわゆる一般の事業でやりとりする中でもそうですし、町として、委託をお願いした仕事に対して、勤労者センターの働いている方たちに税額仕入控除というのが町もしなきゃならんようなことにならないかどうか。そして、それをするためには、相手方、いわゆる会員の方に課税業者に、インボイスの登録をするということになれば、課税業者にならないとできないんで、そういう会員の方が課税業者になってもらわなければならないなんていうことにはなっているのかどうか。今の状況なんかをちょっとお聞かせを願いたいんですが、いかがでしょうか。何か一番そこら辺が大きな課題として、この勤労センターで働いている方たちにかかってくるのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今、会員さんへの影響が一番大きいということで、この方たちが免税業者という対象になっておりますけど、課税対象業者というふうにならない

のかが心配だという部分のご質問だったと思います。高齢者勤労センターの所長さんとちょっとお話をさせていただいたんですけども、今のところ勤労者センターでは一応このインボイスの登録をする予定で考えているという話は聞いております。ただし、まだ税理士さん等々とまだ細かいお話が一切できていない状況だということでございます。そういった状況でございます。それで基本的には所長の話では会員さんに課税業者、登録をしてくれとは言えないというふうなことを言うておりました。それで先ほど答弁にもありましたけども、一応、国の方でもこのシルバー人材センターですね、そういった部分の影響がそちらの会員さんの影響が大きいということで考えておまして、先ほど答弁でも申しましたように、通常の契約というのは発注者からセンターへの契約という形で、センター側が会員さんたちに配分金として消費税を含めた配分金を支出しているという形になってますけども、それでいくと今回のインボイス制度の部分で会員さんが免税業者なんで、センターの方で今まで仕入控除、免税控除が受けてた部分が、それができなくなるんで、発注からの消費税分をそのまま消費税として支払わないといけないという形なんですけども、それを回避するために発注者と会員さん直接契約、請負契約をするような流れを考えているようです。そして仲介役としてセンターがその間に入って、あくまでも発注者はセンターとやりとりをするというような形なんですけども、形式上は会員さんと発注者が請負契約を結ぶような形で、そういった見直しを国では考えているようですので、そうすると当然、会員さんも今までのままですし、センターの方も税負担は増えないというような見直しを考えているというような状況でございます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 直接、発注者が勤労センターで働いている会員さんと直接的な契約を結ぶ。そうすると発生しない。インボイス制度は必要ないということですか。ちょっと理解できなくて。何かそういうことになるから、今回の制度としては、そういうことには、やっぱりなっていくから大変だと。会員さんが課税業者になって、発注者にインボイス、いわゆる適格証明であれした、こんだけ私の方で消費税、皆さん方の、いわゆる相手方の仕入控除としての消費税分を証明してやらなきゃいけないということになるんでないかなと思ったんですが、そうですか。何か逆に私が思ってたのは、センターが会員さんの消費税を払わなきゃいけない分をセンターとして払う。そういうことが逆に起こってくるのかなと思ったんですよ。会員さんに税負担を求めるんじゃないで、それは発注者の側が求めていくものですからね。だからその辺がちょっとどうかなと思ったんですが、どうでしょうかね。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 会員の方が免税者が免税事業者といいますか個人事業主なものですから、免税事業者の方は適格請求書は必要ないですよ。ですから、発注者した、例えば、町が直接発注した場合については、何らインボイスの部分、発生してこない。センターの方には、町では事務手数料を支払うことになります。その部分については、インボイスが必要であれば、それを発行すればいいだけの話なんで、センターが会員の分の消費税を被って支払うということは、そこで避けれるということになるんですね。ですから、それが町とセンターが発注と受け手ということになって、センターの方が今度、個人の事業主、会員の方に支払うということになると会員の方は免税事業者になっていますんで、

インボイス発行できないので、全部、仕入税額控除できないセンターが被るということになりますよね。だけど、それが今度、発注者側と今度、会員さん間でやりとりなものですから、個人事業主さんが課税事業主だったら必要ですよ。発注者側に請求しなきゃなりませんけども、ですから、そのところではインボイスでは免税事業者ですから発生しないと思うんですインボイスは。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） こういうややこしい問題があるんですが、結局ね、今、言わんとしていることは分かるんですけども、免税業者は、いわゆる会員さんは、免税事業者だからインボイスは発行できないんです。でも、例えば、町だけじゃなくて、どこかうちのどっかの会社なりね、どっかの事業主がうちのとこの、いわゆる庭木の剪定だとか、道路の除雪だとか、そういったことに会員さんの方に契約をする。そのときに、頼んだ方がうちは仕入税額控除したいから、お金も払っているんだけど、そこに掛かる消費税の税額控除をしたいから、何とかならないかってなったときに、いわゆるインボイス、非課税業者だからインボイスがないんだけど、そんな、したらインボイスも発行できない非課税業者の方に仕事をお願いするよりも、いわゆる仕入控除が認めてもらえる。発行できるところにしようかってならないかと。そういう影響が出てこないかということ。頼む側がまるまる自分の分をね、やった、その何て言うのかな、税金を払うことじゃなくて、いわゆる仕入税額控除というもので、負担軽減したいわけですよ、そういうことになりはしないかなということなんで、それで全国的にみたら勤労者センター、いわゆるシルバー人材センターのようなところが何が問題かといったら、個人の会員の方に課税業者になってもらうのは、やっぱり酷だと。月々3万とか2万の仕事してもらうのに、あらためて、何ぼそれは少額であっても課税業者になったら消費税の申告もしなきゃいけないし、それに見合う10%のやっぱり消費税というの払ってもらわなきゃいけないという仕組みになるんで、それでは大変だからって、センターが、どういう仕組みにするのか分からないけど、センターがその分を抱えて払ってあげますと。だけど、そのセンターも日本全国でいけば、これは調査したらいいんですが、払わなきゃならないセンターがもたなきゃならない税額が令和3年度の実績からみたら200億円ぐらいなるというんですよ。そうなってくるとそれは全国に千なんぼあるシルバー人材センターのような、いわゆる勤労者センターのようなところが負いかねる。そこまでやっぱりできかねると。そうなれば、やっぱりそれを上増した単価設定をしなければできないでないかという、そういう問題がこの背景にはあるんでないかなということが今この勤労者センターを、いわゆるシルバー人材センターのようなところで言われている問題。それに対して国の方もそういう声があるもんだから、いやこれはやっぱり何か軽減措置なり、新たな体系を作らなきゃいけないと今、動いてはいるんですけども、なかなかそれが見つかってないという状況のようなふうには私は捉えていたんですが、とりあえず今、どこでもそういうことで各自治体も、自治体の役所ではないんですけども、やっぱりそこにいるんなこう深い関わりからいけば、準公的な機関的な役目もありますんで、やっぱり無視できないということで今、大きな問題になっているというふうに捉えていただければいいかなと思うんですが、そういう意味だったんです。ちょっと分かりづらい話になりますけれども。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 町が発注した場合の例でお話させていただきましたけども、他の会社が、例えば発注するとか、そういった場合については、当然そういうことが出てくると思います。それは今、センターの方で負担するという大きな問題。それもありますし、あと、やはり個人事業主の方ってたくさんいらっしゃいますんで、そういった方が仕事から外されてしまうんでないかというような、例えば声優の方だとか、そういう方たちも仕事を失ってしまうのではないかということが今、非常に懸念されているということは十分理解しているつもりでございます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） そこで言いましたように、国の方もそういう大きな声をどんどん今寄せられてて、何とか契約形態、これの関係も見直したいということになっているようでもありますけれども、やっぱりこれも自治体としてもやっぱり注意深く見ていただきたいなと思います。そして、何よりも最後に時間もなくて、あとでちょっと言い忘れたら困るんですが、まず自治体の役割としてというか、町長として、やっぱりこういうふうインボイスのような、まだまだ十分な議論もされてない。周知もされてない。これがもうすぐ手続きをしなきゃいけない。制度が来年の10月から始まるような、そういうことに対しては、やっぱり機敏に声をあげていただきたいなと。それがやっぱり一番の狙いだったんです今日の質問の。例えば、全国の市長会もそうですし、市長さんの集まり、そういう中でも随分、市になれば、そういうことというのは、より大きな影響もあるということだと思んですが、いろんな提言とか、インボイスに関わって、中止してほしいとか延期してほしいとかというもう声は既にあがってきているようです。これもやっぱり各町村でも、ぜひそういった方向で声をあげていただきたいなと。そういう声が、例えば中止にならなくても見直しも含めた議論に結び付いていけばいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういった形で、これから4か月間、その中で頑張れるところは、やっぱり声を発していただきたいなというふうに思っております。その点について考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず、基本的にはですね、このインボイスというのはやめた方がいいんですよ。僕はやめた方がいいと思っている。すなわちね、1千万円以下の非課税の事業者に対してからも金をどれだけこのインボイスを通じて取り上げていくかというのが基本だというふうに私は思っていますので、今、勤労センターの話がありましたけども、個人の会員に課税世帯になることも不可能ですし、かといってセンターに金をうんぬんということも非常に問題があるというのは仰せの通りです。それから、上下水道課の課長からも話ありましたように、非常に問題がたくさん絡んでいるということもよく分かります。農家だって同じですよ、これは肥料にしたって何したって、農家にだってこのインボイスというのは影響が出てきますから。あらためて全体的なあるべき論をきちんと主張することは当然のこと。そして、上下水道課、福祉保健課の勤労センター、そして学校教育の給食、あらためて、このインボイスが町内の業者や町民にとって一番いい方法は何かということをもう1回、吟味しなきゃいけないなというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。4か月間頑張ってみます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 給食のことについては、本当に今後も、いわゆる町内業者の方からいろんな食材を買っているということも含めて考えると、やっぱりこれは大事にしっかりと注意深くみていく必要があるのかなと思いますので、この回答書にもありますように、現時点ではちょっと難しいと言いながら、今後に向けて注視しながら見極めて対応を図っていただきたいなというふうに思っております。

これでもって、インボイスのことについては、終わりたいと思います。

次、もう一つの方ですが、第6次訓子府町総合計画と気候変動・地球温暖化対策についてであります。

地球温暖化対策に関わる実行計画策定について、3月の第1回定例町議会でも本町の考え方について伺っていましたが、6月から7月にかけての数度にわたる甚大な降ひょうや大雨による被害を受けたことから、あらためて気候変動・地球温暖化について、より具体的な取り組みについて考え方を伺います。

一つ目ですが、今年の降ひょう・大雨による甚大な被害と地球温暖化との関連性について、どのように捉えているのか。

二つ目ですが、現在取り組んでいる第6次訓子府町総合計画の後期重点プロジェクトの課題の一つでもあると考えていますが、どのような見解を持っているか。

三つ目ですが、温暖化対策の取り組みは、本町の基幹産業である農業の今後のあり方とも関係する課題でもあると思いますが、どのような見解を持っているか。

四つ目ですが、最後ですが、気候変動・地球温暖化対策、脱炭素化について、全町的にはどのように取り組んでいくのか考えを伺います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 工藤議員の質問に対しても時間がありませんので、ちょっと端折って答弁書を読まさせていただきます。

1点目「今年の降ひょう・大雨による甚大な被害と地球温暖化の関連についてどのように捉えているか」というお尋ねです。今年の6月、7月に本町に大きな爪痕を残した大雨については、これまで本町では経験したことがない短時間における集中豪雨で、明らかに気象の変化が現れていることを感じております。

この現象の全てが温暖化の影響とは言い切れませんが、東京大学・国立環境研究所・気象研究所の共同研究では、地球温暖化の影響を受けている現在と地球温暖化の影響がなかったと仮定した場合では、大雨の発生確率が約3倍違うと推計されており、本町で今年発生した大雨・降ひょう被害についても、少なからず地球温暖化の影響を受けていると認識しているところでございます。

2点目、第6次訓子府町総合計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間として、この間、時代の変化に適切に対処し、地域の持続的発展と住民福祉の向上を図るため、長期的な視点に立ち、目指すべき方向性を住民と共有しながら、総合的・計画的かつ戦略的にまちづくりを進めていく必要があることから、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針を策定したものです。

重点プロジェクトは、総合計画の分野別計画の中から、本町が特に重点的・分野横断的に取り組むべき施策について、社会経済情勢の変化や新たに取り組むべき施策などに弾力

的に対応するため、5年ごとの前期と後期に分けて設定することとし、前期重点プロジェクトの5年間の評価・見直しを含め後期重点プロジェクトの5年間につなげているものです。

気候変動・地球温暖化対策につきましては、近年の国際的な動向および国内の動向を踏まえ、脱炭素社会へ向けた取り組みの調査・研究について、重点的に取り組みを進めるべき施策として後期重点プロジェクトのエネルギー対策の推進に新たに設定したもので、気候変動・地球温暖化対策についても、この項目に包括した中で取り組んでいくこととしています。

3点目に温暖化対策の取り組みは、本町の基幹産業である農業の今後のあり方とも関係する課題であると思うが、どのような見解を持っているか。

本件につきましては、以前、第1回定例議会においても関連したご質問をいただき「みどりの食料システム戦略」に関して若干の議論をした中で、さまざまな政策的矛盾が存在している現実を述べさせていただきました。

それ以降、現在までの動きですが、5月末に農林水産省主催で「みどりの食料システム法」に関する地方ブロック説明会があり、国の「基本方針」公表後、地方自治体が「基本計画」を作成するなどの概要が示され、7月末には基本計画の作成などに関するより詳細な説明会がいずれも実務者向けに開催されています。

また、9月15日に「環境負荷低減事業活動の促進およびその基盤の確立に関する基本的な方針」の公表、12月中に北海道と道内179市町村との共同で基本計画の作成および公表を目指し、足早に進められております。

それはなぜかと言うと、環境負荷低減に取り組む農業者が「環境負荷低減事業活動実施計画」を作成し知事の認定を受けることで、環境負荷の低減に必要な機械・施設等を導入する場合に、特別償却の適用等が受けられる期限付きのメリットが打ち出されており、租税特別措置法の規定により「令和6年3月31日までの間に認定実施計画に基づき対象設備等を取得し、当該事業の用に供した場合に限られる」からでございます。

そのような事務手続きに関しては、本町では遅滞なく対応してまいりたいと考えておりますが、現在のところ地元農業者への説明会がいつ開催できるのかは未定でございます。

さて、温暖化の取り組みは、確かに農業の今後のあり方と大きく関係するところであります。

日常生活のあり方などで環境負荷低減が見込める具体的な取り組みは町民全員で行うべきであり、それらを今後詰めていくことと合わせ、農業分野も連動して本町で取り組める環境負荷低減の取り組みに関して、専門家を招いたり学習の機会を通じて農業者とともに練り上げていかねばならないと考えております。

そのために、経営として農業が成り立つことが大前提であり、環境負荷低減をいかにして両立させていくかという視点で推進してまいりたいと考えております。

4点目の「気候変動・地球温暖化対策、脱炭素化について全町的にはどのように取り組んでいくのか」とのお尋ねでございます。

ゼロカーボンの実現に向けて非常に重要なのが地方公共団体実行計画であります。この計画については、令和4年3月の第1回定例町議会において、工藤議員からのご質問でお答えしておりますとおり地球温暖化対策推進法第21条第1項に定められている「事務事

業編」と同じく、地球温暖化対策推進法第21条第3項・第4項に定められている「区域施策編」の二つで構成されております。

このうち「事務事業編」については、地方公共団体の事務や事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画で全ての地方公共団体に策定が義務付けられており、本町においては来年度を目途に更新することで考えております。

一方「区域施策編」については、都道府県、指定都市、中核市は策定義務であり、その他の市町村は努力義務となっております。

努力義務とはいえ、国や北海道において2050年カーボンニュートラル（ゼロカーボン）宣言を行っており、また、近年の大雨や降ひょうなどは地球温暖化の影響も少なからずあると思われ、本町においても策定について前向きに考えております。

一方、オホーツク管内の動きは、11月14日、オホーツク総合振興局と管内18市町村が参加するオホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワークが発足され、脱炭素化へ向けた情報共有を図り、啓発活動や調査研究を行うことになりました。

その第1回会議が12月2日に開催され、国や北海道の動向の説明、既に取り組んでいる管内の事例紹介や公益財団法人北海道環境財団から計画策定にかかる事例紹介、意見交換などがあったところです。

今後も国や北海道、北海道環境財団などからの情報収集を図ってまいります。

ゼロカーボンは、二酸化炭素の排出抑制はもちろんのこと、再生可能エネルギーの活用、森林の二酸化炭素吸収源の確保など、さまざまな要素を組み合わせなければ実現不可能であります。まずは本町の現状を把握することが重要であると考えております。

また、ゼロカーボンの実現に向けては、行政だけではなく町民や事業者などの取り組みも欠かせないため、説明会や学習の機会、意見交換の場を設置し進めていきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 時間もだいぶん押していますんで、ちょっと進めていきたいんですが、何点かあるんですが、本当に1、2点、ちょっと再質問という形で、特に聞きたいことだけを今回はまた聞かさせていただきたいと思います。

この第一答目の本当に丁寧な回答ありがとうございました。これだけでもだいぶんもう回答もらっているんですが、いわゆる再質問として、まず1点目ですが、今回この一答目でも答弁いただいている訳ですが、特に目標の設定から達成までの、このいわゆるゼロカーボンに向けての目標の設定から達成までのロードマップを町民にどう示すかということが、やはりこの問題を、課題を全町的にやり遂げていく。全町的な理解、町民の理解と協力を得ていくためには必要かなと思っていますが、もしこのロードマップのようなものが、この行程表のようなものが現時点であれば、ちょっとお聞きしたいということと、もしなければ、いつぐらいまでにこのロードマップをとるか、行程表のようなものを町民の方たちに示せるようになるのか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） これはあれですか、全体の計画、事務事業、先ほど答弁にあ

りました事務事業編と区域施策編の実行計画のことでしょうか。それでしたら、ここに答弁にもありますとおり、まだ取り組み自体が全然スタートしていない状況ですので、今後ですね、情報収集もそうですけども、取り組みしていくようになりますので、今まだ町民に示せるような行程表とかっていうのありませんけども、具体的にもですね、いつぐらいにということでは、ちょっと今、現在、お示しできませんけども、区域施策編も取り組むようになれば、そのような日程等もお知らせできるかと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） これからということでありませけれども、いずれどっちにしてもこれは取り組んでいかなければいけないことだとは思いますが、取り組みにあたって、訓子府町として、本当に今どういう取り組みにあたって大切なことといいますか、どういう姿勢で取り組んでいこうとしているのか。そういう何を大切にしながら取り組んでいくのかというか、そういう取り組みの基本的な姿勢のようなものは、そこはまだ検討中というか、これからということによろしいのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 以前ですね北海道の環境財団というところの方が来ていただいてお話しして、来週も先ほどお電話で来ていただけたということでお話させていただくんですけども、一応ですね、本町で例えばこうできるであろうという、もしかしたらというか、できるであろうということをご相談したら、ソーラー自体は一定の効果というか、できるんじゃないかと。ただ、畜産であるバイオマスとか、その辺に関しては、ちょっと資源量が少ないんで非常に厳しいですねっていう話は受けております。今のところだとそれぐらいしかお話できる情報がございません。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 今そういうこともちょっと始まったという話を聞いたというところだと思うんですが、この全体にこの気候変動、地球温暖化、脱炭素化に向けて、これから2050年を目指していくという結構長期のスパンの取り組みになっていくと思うんですが、いわゆる最終が2050という、そういう長いスパンの帰結というか、その部分をどこまで訓子府として、いわゆる目標をもって、そこにどういう足取りでみんなで行っていくのかという、そういうものをやっぱりいろんな分野がありますんで、町民の生活の分野、あるいは企業、産業の分野、そういったものを分野ごとにやっぱりきちんと整理しながら、その部分で何をどうしていけばいいのか。そしてもっと大事なのは、現時点で訓子府の酸素の吸収量、発生量がどうなっているのかという、本当に町民がみんなが分かる。みんなが理解できるような方向で物事を進めていかないといけないだろうというふうには私は思っています。そのためにも、やはりこういう問題についていけば、ちょっと終わりのような話になりますけれども、やっぱり専門的な知見、見識を持った方の、そういう知見をやっぱり大事にしていくと。それをもとに町にある企業だとか、あるいは町民の方々に対する情報提供、これらもしながら訓子府町にふさわしい脱炭素の取り組みをどうしていくのかということをやっぴりできれば早いうちから取り組んでいただいて、町民にそういうことでやっていけば十分できますよ。こういうふうにすれば、これは脱炭素の問題ではなくて新たなまちづくりの一つになると。そういう展望も示しながら進めていかなければならない課題なのかなというふうに思っていますんで、ぜひそういうことも



今後に向けては検討していただければいいかなと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、お話をさせていただきます。前にもお話ししましたように2035年ですかね、だいたい今の総数といいますかCO2を2分の1にする。そして2050年には完全にゼロにしていくというのが国際的な約束事であります。北欧との違いは何なのかという話も紹介させていただきました。やっぱりトップダウンで環境省や道庁やいろんな関係省庁からおろしてきて、それをやれ、金を出すという状況から、やっぱりデンマークや北欧のように土曜日、日曜日は少なくともやっぱり国民的な合意で自転車に乗るんだという車やめるとか、こういったことの国民的な合意形成というのはすごく大事だと思うんです。私の町も谷口議員も付けていますけども、SDGsですね、Sustainable Development Goals（サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ）という言葉なんですか、これ17項目からの目標を掲げてゴールを掲げている。これ一つ一つがやっぱり環境問題です。産業革命以来、われわれが地球を相当痛めつけてきておりますので、このつけが今来ている。ですからこそ、今一つ一つの目標を明確にする。私は昨日、西山さんの質問に対してもお話ししましたが、新たな課題の大きな中に、この地球環境の問題があるのではないかと。それをどういう形に具体的にしていくかというのが大きな課題の項目の一つだというふうに考えていますので、これは、またこれは言い方が悪いんですけど、次期町長に担ってもらおうと言ったら言い方が悪いんですけど、当然、近々の課題だと思いますので、努力して、課をあげて、職員も勉強してもらわなきゃ駄目だっというふうに思っていますので、次の課題として、取り組んでいきたい。そして、できるだけ早く町民に防災マップじゃないんですけども、お配りしながら、みんなで考える。あるいは実践するということを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 時間もありませんので、最後の一つ、本当はこれが一番聞きたかったことだったんですが、みどり戦略の関係です。農業の、いわゆる町の基幹産業である農業の問題をどうしていくのかということが、今日は本当は一番時間をとりたかったなと思っているんですけど、一番時間がかかれないんですが、一つだけちょっと聞きたいんですが、このみどり戦略も当然、脱炭素、カーボンニュートラルを目指した農業政策の一つとして、国はこれから進めていくことになっているんですが、やっぱりこれ私自身も大きな大事な部分が抜け落ちているなというふうに思っております。このみどり戦略も。この点について、本当にこんなことでは脱カーボン、方向性は全然悪くはないんですが、脱炭素化を達成する前に農家が脱農業になってしまわないかと。そういうふうなこともちょっと危惧されるような中身になっていないかということも含めて考えるんですが、そういう点も含めて、これ最後の町長の答弁でちょっと終わらせたいんですが、本当は課長の話もお聞きしたいんですが、ぜひ町長にお願いしたいのは、このみどり戦略でいろいろイノベーションの問題、新しい技術のことで、どんどん言っています。それで達成するんだのようなこと言っていますけれども、やっぱり一番大事なのは、農業が持続的に経営できる。いわゆる価格保障、所得保障方式、こういった制度まずしっかり捉えながら、いわゆる有機

農業に方向性をシフトするのであれば、なおさらそういったものが必要になるだろうという問題。それともう一つ、これはぜひ、町長も言ってはきてたと思うんですが、試験場の問題、それから今で言う普及センターですか、昔、普及所。この役割というのは、やっぱりすごく大きくなるんだと思うんですよ。今、残念ながら、そこの知見を持った研究者、みんないなくなっているんじゃないかと思うんですよ。いわゆる有機農業だとか、脱炭素だとか、環境にやさしいなんていう、一面、イノベーションの問題はすごいです。5Gも含めて。だけれども、もっともっと基本に立ち返って本当に環境をどうするか、生物多様性をどうするかという部分含めた研究者、これは試験場の職員でも、あるいは普及センターでも大事な仕事としてやっていただきたいなと思うんで、その辺の充実も含めて、その辺は北海道に言わなきゃいけないことだと思うんですが、その点についての考え方を聞きまして終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、工藤議員の言われたとおりでありまして、農業分野では、いかにして農業経営が成り立つかという部分で進めていかなければなりません。先ほどの町の方向性とは違って農業分野はもう着々と、皆さんはどの程度ご存じか分かりませんが、北海道とわれわれ町との共同計画は今月末にみどり戦略の下部戦略というような位置付けで位置付けられます。ただし、問題なのは、まったくそこまでの検討段階に農業者が入っていない。われわれ実務者レベルだけに国の計画をなぞらえたようなプランで作ってくれというようなことで、実務的というようなことで進んでいるのがとても問題に感じておりますし、われわれは有機農業の方向とかを探りながら訓子府にあった計画をいち早く皆さまと年明け早々議論していきたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ICT農業とかですね、例えばホクレン牧場でいうとローカル5Gを入れて牛の個体管理を精度の高いものにしていくんだと。少数の人数でもできるんだということが今、盛んに訓子府も取り組んでいます。すなわちそれはものすごい膨大な経費がかかる、こういう状況の中でそれが一般酪農家のために使えるような機械としてやれるかどうかということも含めて、根本的なことをやっぱり見直さないといけない時期にきているんじゃないかというのが私はそういう考え方を持っています。とりわけ私がずっと主張してきました農業試験場。これはもうほぼ来年度は実施計画に入っていきますから、建物だけではなくて、研究者自身も増強されることを普及センターも含めて、今回の災害を通じて普及センターとも非常に近しくなってきましたので、訴えていきたいと思っていますので、さらにいろんな立場から発言をしていただきと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） これで、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（須河 徹君） 9番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から開会いたしますので、ご参集よろしくお願ひいたします。ご苦勞さまでした。

散会 午後 4時11分